國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

イギリスにおけるたばこ規制：新たな動き(その2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001145

〔研究ノート〕

イギリスにおけるたばこ規制－新たな動き（その２）

捧　　剛

0.　はじめに
1.　たばこ製品等の代理購入の禁止
2.　未成年者が同乗する自家用車内等における喫煙の禁止（以上第53巻１号）
3.　標準化パッケージの導入
3.1　2014年法第94条の成立
3.2　2015年たばこ製品の標準化パッケージに関する規則の成立（以上本号）
4.　電子たばこ等の規制
5.　2014年たばこ製品に関するEU 指令
6.　おわりに

3．標準化パッケージの導入

3.1　2014年法第94条の成立

(1)　端　緒

次に、標準化パッケージの導入であるが、これについては、すでに2012年４月に意見聴取が実施されており、実現は時間の問題であると思われた。しかし、政府が意見聴取に対する対応をなかなか公表せず、さらに2013年５月の女王演説にもその導入が盛り込まれなかったため、問題の行方は、一転して不透明なものとなった。(141)

こうした状況を受けて、庶民院における2014年法案の委員会審議報告段階において、労働党の Paul Flynn および労働党・協同組合党の Gavin Shuker から、標準化パッケージに対して政府はいかなる政策をもって臨むの

か、および標準化パッケージに関する意見聴取にいつ応えるのかについて質問があったが、保健省政務官の Anna Soubry は、未だ何も決まっておらず、意見聴取については、その結果を検討しているところであるとし、標準化パッケージの導入は、きわめて困難で複雑な問題であり、良質かつ健全な議論が必要であると回答するに止まった。(142)

さらに、2013年７月12日、政府は、遅れていた標準化パッケージ導入についての意見聴取に対する政府の分析および対応を公にし、それにあわせたプレス・リリースで、次のような保健大臣 Jeremy Hunt の声明を発表した。すなわち、「イギリスは、包括的で、かつ証拠に基づいたたばこ規制戦略で世界中に知られており、我々は、引き続き、我々の射程にある政策を通じて喫煙率を引き下げていくつもりです。見ておわかりいただけるように、我々は、標準化パッケージが喫煙率を引き下げる可能性を、とても真剣に受け止めていますが、異なる見地に照らして、我々は、オーストラリアにおける［標準化パッケージ導入の］決定がもたらす影響が評価され得るまで待つことを決め、しかる後に、イングランドにおいて［標準化パッケージを導入するか否かの］判断をすることとしました。この決定は重要なものであり、標準化パッケージの導入を検討し続ける一方で、すべての店舗におけるたばこ製品の陳列を終了させ、喫煙者が禁煙することを促す行動変化のためのキャンペーンを実施し、また、効果的な禁煙支援サービスを提供できるよう地方政府を支えていくことを通じて、喫煙率を引き下げるという我々の既存の計画を引き続き実現していくつもりです」。(143)このプレス・リリースを受けた緊急質疑において、労働党の Diane Abbot が、保健大臣に対して、上述した標準化パッケージに関する意見聴取に政府がどのように対処するのかを問い質した。これに対して、Anna Soubry 政務官は、まず、政府の政策に変化はないと前置きした上で、2012年に実施された標準化パッケージ導入についての意見聴取に対する政府の分析および対応が公表されたが、それによると、回答者の53％が標準化パッケージの導入に賛意を示した一方で、43％が反対の意を示すといった状況にあり、どちらか一方の見解が絶対的に優勢で

あるわけではないことを示した。そこで、政府としては、これらの意見をさらに慎重に検討するために、すでに標準化パッケージを導入している唯一の国であるオーストラリアにおける影響評価が明らかになるまで、この問題についての最終判断を保留する旨を決定したと述べた。

これに対しては、政策的な後退である、たばこ産業に屈した、または意見聴取を実施した意味がないといった批判[144]や、議論している現在でも青少年が新たな喫煙者となっている現状にあっては、早急な対応が望まれるといった批判[145]がなされたが、Anna Soubry は、この問題に対する政府の方針には何ら変更はなく、ただ、意見聴取の実施より後にオーストラリアが標準化パッケージを導入したので、そこから参考となり得る証拠が得られるまで「待つ」だけだということ、そして、それは、立法的措置を講じるべきか、または社会的な態度変化を促すべきかの議論がある中で、よい立法を目指すならば、証拠に基づく必要があるからだとする。その一方で、過保護国家につながる政策との指摘[146]に対しては、私的な領域に分別なく介入することはしてはならないが、標準化パッケージの導入は、個人が自己の選択においてたばこを購入し、喫煙することを妨げるものではないので、過保護国家との批判はあたらないともしている。

さらに、標準化パッケージ導入がたばこ製品の偽造を容易にしないかという、後の議論を先取りする問い[147]に対しては、簡易パッケージという別称が誤解を生じさせているが、標準化パッケージは、政府がパッケージの体裁をコントロールするものであり、透かしやホログラムを付加させることもあるので、「簡易」であることからはほど遠く、偽造は容易ではないとしている。

その後、2014年法案の貴族院における第 2 読会の際に、Baroness Young から、標準化パッケージは、児童や青少年が喫煙を始めることを防止するよう企図されているが、女王演説にその導入が含まれていなかったのはなぜか、および2014年法案こそ、それを女王演説に含めなかったという過ちを正す機会ではないかとの質問が呈されたが、これに対する政府からの明確な回答はなかった[148]。

⑵　貴族院：委員会審議

この問題についての実質的な議論が次に行われたのは、2014年法案の貴族院における委員会審議においてである。この時は、すでに述べた、未成年者が同乗する自家用輸送手段内における喫煙の禁止を定めた規定を2014年法案へ追加する修正案に加えて、Lord Faulkner や Baroness Finlay らから、次の修正案[149]が提出されることになっていた。

（児童の健康：たばこ製品の標準化パッケージ）

第⑴項　2002年たばこ製品の宣伝および販売促進に関する法律（Tobacco Advertising and Promotion Act 2002）は、以下の規定に従って改正されるものとする。

第⑵項　第12条（テレビおよびラジオ放送）の後に、次の条文を挿入する。

「第12Ａ条　児童の健康：たばこ製品の標準化パッケージ

第⑴項　担当大臣は、18歳未満の児童の健康への害を防止する、または18歳未満の児童の健康を増進する利益にかなうと判断する場合には、小売りされるたばこ製品のパッケージに関する要件を定める規則を制定することができる。

第⑵項　前項に基づいて制定される規則は、小売りパッケージ、または、規則により規定されるたばこ製品の銘柄もしくは種類が、特段の事情がない限り、規則により規定される色もしくは形状、識別子もしくは商標、またはその他の特徴を有するよう規定することができる。[150]

第⑶項　次の各号が定める条件のすべてに該当する者は、罪を犯したものとして有罪とされるものとする。

⒜号　業務として、小売り施設もしくは商業施設またはレジャー施設を所有し、または管理する。

⒝号　18歳未満の児童の関心を惹くことが合理的に期待される、またはそれらの者を対象とする製品を販売し、または供給する。

⒞号　たばこ製品を販売し、もしくは供給し、または販売もしくは供給

の目的のために施設もしくは設備内で保有する。

(d)号　たばこ製品の小売りパッケージが、規定されているパッケージの要件を満たしていない。

第(4)項　この条において、「容器」とは、パック、カートン、箱、缶、パケット、袋、ポーチ、チューブまたはその他の容れ物をいう。また、「小売りパッケージ」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。

(a)号　たばこ製品が直接収容されている小売り用の容器

(b)号　たばこ製品が直接収容されている容器を収容するあらゆる大型容器

(c)号　たばこが包まれているたばこ用紙、またはその他紙巻きたばこの部分を構成するもので、たばこ以外のもの

(d)号　(a)号から(c)号までに規定されている種別の小売りパッケージを覆う、プラスティック製またはその他の素材の包装

(e)号　小売り用のたばこ製品については、たばこ製品を覆う、プラスティック製またはその他の素材の包装

(f)号　(a)号から(c)号までに規定されている種別の小売りパッケージの内部に取り付けられ、または当該小売りパッケージに添付されもしくは付属させられているものであって、小売りパッケージの要件を満たしている内層ではないもの

「小売りされるたばこ製品のパッケージ要件」とは、次の各号に掲げる特徴のいずれかに関する要件をいう。

(a)号　小売りパッケージの色

(b)号　小売りパッケージの形状および素材

(c)号　小売りパッケージ上に表記されている商標または登録商標(151)

(e)号　パッケージ、包装もしくはたばこ製品のラベル、それらの上のラベル、または小売りパッケージもしくはたばこ製品に関連したラベル

(f)号　たばこ製品の形状およびサイズを含む、小売りパッケージの内容物

(g)号　小売りパッケージもしくはたばこ製品上の隠されたもしくは明示された印、コード化された番号、またはその他のセキュリティ上の特徴

(h)号　担当大臣によって指定された、小売りパッケージまたはたばこ製品のその他の特徴

「規定された小売りされるたばこ製品のパッケージ要件」とは、第(1)項に基づいて制定された規則において規定された、小売りされるたばこ製品のパッケージ要件をいう。

「商標」および「登録商標」の定義は、1994年商標法（Trade Marks Act 1994）[(152)]第１条における定義と同じものとする。

この修正の提案者の１人である Baroness Tyler は、次のように述べて、その提案理由を説明した。すなわち、「たばこ産業の人びとが、今回のような修正案に常に反対する明確な理由が存在します。それは、きわめて単純なことです。その人びとは、デザインされたたばこ製品のパッケージが、きわめて効果的な広告手段であることを知っているのです。最も懸念すべきことですが、それは、特に、青少年に効果的なのです。…私が取り上げたいもう１つの主張は、個人の生活に鼻を突っ込むという過保護国家についてのそれです。我々は、人びとがリスクを理解し、かつ、十分な情報を伝達された後に喫煙するか否かについて選択していると聞かされています。もちろん、問題は、青少年によってなされた選択が、常に十分な情報を伝達された上でのものであるわけではないということです。私は、個人的な経験から、青少年がいかに強い感受性を持ち得るかを知っていると信じています。…私は、自身が14歳か15歳くらいの頃に、菓子店に行った時のことを覚えています。そこには、一箱の紙巻きたばこがありました。…私には、それがとてもエレガントで魅惑的で、それを購入したならば、――実際に、購入したのですが――私自身がエレガントで魅惑的になるのではないかと思えました。それらのどちらかに効果があったとは思っていませんが、そのパッケージからは、本当に、強力なメッセージが伝わってきています。…標準化パッケージ

が青少年にとってあまり魅力的でなく、健康に関する警告の効果を改善することは、きわめて明白です。我々は、この国の児童に対して、この問題にきっちりと対処する義務を負っています。議論の時は終わり、行動すべき時が来たのです[(153)]」。

この修正案をより拘束力のあるものに修正する提案をした Baroness Hughes は、喫煙率の減少が続いている中にあってなお、未だ成人の 5 人に 1 人は喫煙者であること、喫煙を始めるのは、しばしば児童期からティーンエイジャーの頃であり、実際に、11歳から15歳の間に、約20万人が喫煙を始めているのであって、したがって、より多くの青少年が喫煙を開始しないようにすることにより、よりよい結果が得られることを、まず述べる。その上で、次のように述べて、標準化パッケージ導入の必要性を説いている。すなわち、「とりわけ、広告が禁止されて以降、たばこのパッケージは、正確には、全く［広告の禁止とは］相容れないこと、すなわち、喫煙をクールであり、魅力的であり、かつ大人らしいものとしてたばこ会社が販売促進する非常に重要な機会になっています。このことこそ、たばこ会社が、潜在的に新たな顧客となり得る者への訴求性をテストすること、および関心を惹くような目新しい、または巧妙に計算された特徴を付加することによって、自社製品のパッケージを開発するのに多額の費用をかけている理由なのです。自社製品の販売を促進し、市場での優位を得るためにパッケージが重要であると確信していることは明白です。…したがって、我々は、青少年をたばこから保護し、喫煙を始めさせないようにすることを可能とするあらゆる手段を使用しなければなりません。…これは、本質的に児童保護の問題です。市民は、標準化パッケージ［導入］を支持しています。児童および青少年は、標準化パッケージがあまり魅力的でなく、［喫煙をはじめることに］より抑止的であり、および健康に関する警告をより効果的にすると感じるでしょう[(154)]」。

Baroness Young も、金色のフィルタを持った美しい色の紙巻きたばこに惹かれた自らの経験を紹介した後、次のように述べて、修正案の支持を訴えている。「なぜ、政府は、［標準化パッケージの導入を］遅れたままにしてお

くのでしょうか。…仮に、政府が、オーストラリアの政策の影響が現れるのを待っているのだとしたら、そうすべきではありません。決定的な証拠が得られるのには、さらに２年から３年かかり得ますが、その間に、さらに50万人の児童が死に至る習慣の中毒者となるのです。懸念の１つとして指摘されている、標準化パッケージがたばこ製品の違法な取引を増大させるという主張には何ら証拠がないと歳入庁が確信していることを、我々は知っています。では、なぜ、大臣は、さらなる引き延ばしに論拠があると信じるのでしょう」。

このほか、Lord Judd は、健康保険制度が苦境に陥っている中にあって、青少年が新たな喫煙者となることを可能とし、奨励することによって、または、厳格な措置を講じずに青少年が自身の健康を害することを奨励することによって、我々は、健康保険制度にさらなる問題を積み上げていっており、それは悪いというだけでなく、無責任でもあるとして[155]、また、Baroness Howarth は、たばこ産業は、しばしば、パッケージは何の違いをももたらさないと示唆してきたが、仮に、そうであるならば、なぜ、パッケージはそれほど重要でないはずだとして、それぞれ修正案に賛成し[156]、さらに、Lord Bishop は、我々は、我々自身の子らに対してだけでなく、発展途上国に対しても、喫煙の危険性を知らしめる道徳的義務を負っており、この修正案は、まさにその義務を果たすものだと評価している[157]。そして、Lord Hunt は、次のように述べて、政府の決断を促した。すなわち、「我々は、パブや閉ざされた空間における喫煙の禁止を導入し、たばこ会社がスポーツ・イベントのスポンサーとなることや広告のためのビルボードを禁止し、たばこ製品を購入できる最低年齢を引き上げ、たばこ製品のパッケージ上への写真つきの警告を導入することをもって、この領域において、常に世界をリードしてきました。我々は、リーダーであり、我々の政策は、影響力を有してきました。我々は、青少年の喫煙者数が劇的に減少したのを確認してきました。いったい、我々がその流れを続けていきたいとは思わない理由などあるでしょうか[158]」。

この段階における反対意見は、きわめて少数であった。無所属の Lord Palmer は、両院葉巻・パイプ愛煙家クラブの長であること、およびたばこ会社の株を保有していることから、中立ではないことを断った上で、合法なたばこ製品の販売によってどれほどの税収があり、また、さらに重要なこととして、たばこ製品の違法な輸入によってどれほどの歳入が失われているのかを忘れてはならないと主張して、反対の意を示している。[159] なお、こうしたたばこの違法市場の問題については、Baroness　Finlay が、公会計委員会（Public Accounts Committee）委員長 Margaret Hodge が認定した数値を上げて反論している。それによると、違法たばこが市場に占める割合は、2000年の20％から、2012年-2013年期には 9 ％にまで縮小している。それだけでなく、違法たばこの市場については、過剰供給により、たばこ製造業者も、その共犯であるとも言えるのである。つまり、たばこ製造業者によって、他のヨーロッパ諸国に、その国の市場の需要を超えて供給されたたばこ製品が、税が支払われないまま、イギリスに流入して来るのである。2011年には、需要よりも240％も過剰に供給されている手巻きたばこ製品すらあった。とすると、歳入の損失を免れることが、短縮される余命、害される健康、残される遺児などのコストに対比し得るベネフィットとなるか疑問であるとしている。[160]

この修正案に対して、Earl Howe は、「児童を保護し、喫煙からの害を減じよう」というその目的には大いに賛同するが、政府は、導入するか否かの判断をする前に、証拠が示されるのを待つことを決定したと、一般論を述べた上で、次のように、修正案の問題点を指摘した。すなわち、「第264号修正案に記されている標準化パッケージの規定は、18歳未満の者に関わるものとなっています。重要なことですが、修正案は、すべてのパッケージを対象としていません。したがって、小売店は、18歳未満の者を対象として、またはそれらの者の関心を惹く可能性がある製品を販売しないのであれば、ブランド化されたパッケージ［の製品］を販売することが未だ可能なのです。青少年が喫煙を始めるのを防止することは、もちろんとても重要なことですが、

禁煙を目指している成人を支援することも忘れてはなりません。イングランドだけで、800万人以上の成人の喫煙者がおり、我々は、そうした人たちの利益になることも望んでいます。したがって、政府が、標準化パッケージの導入を決定する場合には、［ある］パッケージ［の製品］が販売される店舗の種別ではなく、むしろパッケージそのものに焦点をあてた規定を作案する自由を欲するでしょう」。さらに、「…修正案は、特定の規定の要件を満たさず、かつ、18歳未満の者の関心を惹く可能性があり、またはそれらの者を対象として製品を業務として販売することを犯罪としています。実際には、このことは、製造業者ではなく、むしろ、販売店または供給者にのみ制裁を科すことになるでしょう。ナイトクラブや賭け店のような成人［のみがいる］環境においては、ブランド化されたパッケージ［の製品］が販売されることを許すので、特に、家庭において、児童が未だブランディング効果にさらされることになると主張することも可能です」。しかし、「私は、単に、修正案には問題があるということを指摘しているだけであって、現段階と委員会審議報告段階の間に貴族院議員の皆さんが検討することを望むような別の修正を立案することが可能でないということを言っているのではありません。立案された規定が執行可能であることも、重要な点です。たとえば、修正案が要件とするように、製品が18歳未満の者の関心を惹くことが合理的に期待されるか否かを判断すること、および18歳の者を対象とし、またはそれらの者の関心を惹くであろうけれども、17歳や13歳の者にはそうでないものを確定することは困難である可能性があります」[(161)]。

以上のように述べた後で、Earl Howe は、委員会審議報告段階でこの問題を審議することを提案し、現段階においては、修正案の審議を進めないことを要請した。

修正案の提案者である Baroness Finlay は、Earl Howe の指摘どおり、立案し直す必要があることを認め、委員会審議報告の際に再提出することを示唆して、委員会審議には修正案を提出しないものとした[(162)]。

⑶　貴族院：委員会審議報告

委員会審議報告の時点では、状況が一変していた。まず、委員会審議修了後の2013年11月28日、保健担当政務官 Jane Ellison 名において、標準化パッケージに関する公衆衛生上の証拠評価を小児科医の Cyril Chantler に依頼したことを明らかにする声明が公表された。この声明については、公表の同日に、庶民院において Luciana Berger による緊急質疑がなされているが、その際に、Ellison 政務官は、評価を依頼した経緯について、次のように述べている。「我々は、…議会の両院において示された力強い主張に耳を傾け、それに回答してきました。その際、標準化パッケージ［の効果］を支持する証拠は、引き続き増強されてきていると、多くの庶民院議員の方々が私に述べ、政府に対して措置を講じるよう力説しました。同様の力強い主張は、貴族院においても示されています。結果として、私は、標準化パッケージの導入が公衆衛生に効果をもたらす高い蓋然性が存するか否かを、独自に検討してもらう、よい時期だと確信しました」。そして、この評価は、完全に政府から独立していること、必要かつ適切だと思われるところから自由に証拠を収集することが認められていること、どのような方式で評価するかは Chantler に一任されていること、公的な意見聴取ではないこと、および Chantler はたばこ産業と一切つながりがないことなどを確認している。(163) これについて、Berger 議員は、次のように政府を非難した。「政務官は、まだ証拠評価が必要だとおっしゃいますが、政府は、すでに証拠評価を行っており、証拠は、誰の目にも明らかです。標準化パッケージが、青少年に対して、たばこを魅力の薄いものとし、健康に関する警告をより効果的にするということは、未だ認められていなかったのでしょうか。そして、あるブランドは他のブランドよりも安全であるといった明らかな欺瞞を打破することはなかったのでしょうか。…政務官は、これ以上のどのような証拠を必要としているのですか。…政府は、なぜ、この政策をさらにまだ遅らせようとしているのですか。政府が、この 7 月に、標準化パッケージについて後退して以降、139日の間に、およそ79,230人の児童が喫煙を始め、来年 3 月に評価結

果が報告されるまでに、さらに７万人以上の児童が最初のたばこを吸うことになるでしょう。我々は、今、立法措置を講じるべきで、遅らせるべきではありません[164]」。Berger 議員による非難に対して、Ellison 政務官は、次のように述べて、これをかわしている。「政府は、これまでに、意見聴取は実施しましたが、証拠評価は実施していません。７月に、我々は、［オーストラリアの経験から］得られる依拠すべき証拠を検討するために待つだろうと述べましたが、我々が行ったのは、まさにそのことです。…今週、オーストラリアにおいて［標準化パッケージを導入するための］法律が可決されてから１年を迎え、…新たな証拠が急速に入手できるようになってきていますので、こうした検討を行うよい時期です。もちろん、我々は、他院において議員の方々が主張したことに耳を傾けてきました。議員の方々は、児童の喫煙を抑止することを重要な公衆衛生上の争点として、まさしくきわめて真摯に受け止めていますが、我々は、政策決定をする場合には、それが堅固なものであり、立ちはだかるであろうあらゆる不可避の障碍に対処することを確かにするために、慎重に、一歩一歩進んでいく必要があるのです[165]」。しかし、評価結果が、標準化パッケージの導入を勧告した場合に、政府は、どれほど迅速に必要とされる規則を準備できるのかという Paul Burstow の問いに対して、「今議会が閉会する前に制定され得ない理由はない」と応じている[166]。

いずれにせよ、この証拠評価は、７月のプレス・リリースで示された標準化パッケージに関する証拠検証の一環であり、次のことを求めるものであるとされている。すなわち、第１に、標準化パッケージの導入が公衆衛生、とりわけ児童の健康に効果をもたらす高い蓋然性があるか否か、また、あるとすれば、それはどのような効果かについて、既存の、および新規の証拠を考慮に入れた上で、保健大臣に助言を与えること、第２に、評価結果を2014年３月までに報告することである。そして、「政府は、その評価結果およびこの政策により生じる広範な問題の検討の後に、公衆衛生上の利益を含め、［標準化パッケージ導入を］進める十分な根拠が存すると確信した場合に、標準化パッケージを導入する」とし、さらに、2014年法案が貴族院で審議さ

れている機会を活用し、将来の政府の判断に基づいて標準化パッケージを導入するための規則を制定できるように、現段階でそのための権限を付与する修正案を提出することを明らかにした。[167] そして、事実、Earl Howe から、次の修正案が貴族院に提出されたのである。[168]

（たばこ製品の小売りパッケージ等に関する規則）

第⑴項　担当大臣は、18歳未満の者の健康または福祉への害となる危険性を減じ、または健康を増進させることに常に寄与し得ると判断する場合には、第⑹項および第⑻項の規定に基づいて、規則を制定することができる。

第⑵項　第⑴項の規定は、第⑹項および第⑻項の規定に基づいて規則を制定する際に、担当大臣が、18歳以上の者の健康または福祉への害となる危険性を減じ、または健康を増進させることに常に寄与し得るか否かを判断することを妨げない。

第⑶項　担当大臣は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると判断する場合には、第⑹項および第⑻項の規定に基づく規則が、18歳未満の者の健康または福祉への害となる危険性を減じ、または健康を増進させることに常に寄与し得るものであるとみなすことができる。

⒜号　少なくとも当該規則の規定の一部が上記の効果を有し得る。

⒝号　すでに第⑹項および第⑻項に基づいて制定され、かつ発効している他の規則とあわせた場合に、当該規則が上記の効果を有し得る。

第⑷項　第⑹項および第⑻項の規定に基づく規則は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、第⑴項および第⑵項の目的のために、健康または福祉への害となる危険性を減じ、または健康を増進させることに常に寄与し得るものであるとみなされるものとする。

⒜号　人がたばこ製品の利用を開始することを抑止する。

⒝号　人がたばこ製品の使用を止めることを促す。

⒞号　たばこ製品の使用を止め、または止めようとしている者が、その

使用を再開しないことに資する。

(d)号　たばこ製品の訴求力または魅力を減じる。

(e)号　たばこ製品のパッケージのうち、健康に関する警告以外の要素が、健康に関する警告の効果を損なう可能性を減じる。

(f)号　たばこ製品のパッケージが、たばこ製品の使用について消費者を誤導する機会を減ずる。

(g)号　たばこ製品のパッケージが、たばこ製品の性質について誤認させる機会を減ずる。

(h)号　たばこ製品の使用を減じることに関わる態度、信念、意思および行動に影響を及ぼす。

第(5)項　第(6)項および第(8)項の規定に基づく規則は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、第(1)項の目的のために、18歳未満の者の健康または福祉への害となる危険性を減じ、または健康を増進させることに常に寄与し得るものであるとみなされるものとする。

(a)号　18歳以上になった際に、その者が健康または福祉への害となる危険性を有する行為をすることを減じることに寄与し得る。

(b)号　18歳以上の者の間におけるたばこ製品の利用を減じることによって、その者の利益となり得る。

第(6)項　担当大臣は、規則によって、たばこ製品の小売りパッケージについての規定を設けることができる。

第(7)項　第(6)項に基づく規則は、特に、次の各号に掲げる事項に関する禁止、要件または制限を設けることができる。

(a)号　たばこ製品の小売りパッケージ上の識別子（ブランド名、商標またはロゴの使用を含む）

(b)号　当該パッケージの外観

(c)号　当該パッケージに使用される素材

(d)号　当該パッケージの組成

(e)号　当該パッケージのサイズ

(f)号　当該パッケージの形状

(g)号　当該パッケージを開く方法

(h)号　異なるブランドのたばこ製品を区別するために使用される、たばこ製品の小売りパッケージのその他の特徴

(i)号　個々のパケットに封入されるたばこ製品の数

(j)号　個々のパケットに封入されるたばこ製品の量

第(8)項　担当大臣は、規則によって、次の各号に掲げる事項に関する禁止、要件または制限を設けることができる。

(a)号　たばこ製品上の識別子（ブランディング、商標またはロゴを含む）

(b)号　当該製品の外観

(c)号　当該製品のサイズ

(d)号　当該製品の形状

(e)号　当該製品のフレーバー

(f)号　異なるブランドのたばこ製品と区別するために使用されるたばこ製品のその他の特徴

第(9)項　担当大臣は、規則によって、次の各号に定める事項を行うことができる。

(a)号　第(6)項に基づく規則により課された禁止、要件または制限に違反する小売りパッケージのたばこ製品の製造または供給を犯罪とすること

(b)号　第(8)項に基づく規則により課された禁止、要件または制限に違反するたばこ製品の製造または供給を犯罪とすること

(c)号　当該犯罪の適用除外および抗弁を定めること

(d)号　当該犯罪が会社組織またはスコットランド法上の組合（Scottish partnership）によりなされた場合に、当該犯罪につき有罪とされるべき者の責任に関する規定をおくこと

第(10)項　担当大臣は、規則によって、第(6)項または第(8)項に基づく規則

が、この条に基づく規則に規定された目的のために、1987年消費者保護法（Consumer Protection Act 1987）[169]の意味における安全規則として扱われるものとする規定をおくことができる。

第⑾項　担当大臣は、第⑹項、第⑻項、第⑼項または第⑽項に基づく規則の規定に関連する制定法（可決または制定の日付に関わりなく）により、または当該制定法に基づく規定を改正し、廃止し、無効とし、またはその他の修正を行う規定をおくことができる。

第⑿項　担当大臣は、次の各号に定める事項をなすことができる。

(a)号　スコットランド議会の制定法に含まれていれば、その立法権内にあるであろう第⑹項、第⑻項、第⑼項または第⑽項に基づく規則の制定前に、スコットランド行政府の大臣の同意を得ること

(b)号　ウェールズ議会の制定法に含まれていれば、その立法権内にあるであろう第⑹項、第⑻項、第⑼項または第⑽項に基づく規則の制定前に、ウェールズ行政府の大臣の同意を得ること

(c)号　北アイルランド議会の制定法に含まれていれば、その立法権内にあるであろう第⑹項、第⑻項、第⑼項または第⑽項に基づく規則の制定前に、北アイルランド第１大臣および副第１大臣の同意を得ること

第⒀項　業務として、かつ、イギリスにおける消費、または［国際］交通施設での小売業を通じての消費のために供給される製品の観点から、以下の各号に掲げる行為のいずれかを行う者は、この条の目的のために、たばこ製品を生産するものとされる。

(a)号　製品を製造すること

(b)号　その者が製造者または創設者であることを約束する名称、商標またはその他の特徴的な識別子を製品上に記すこと

(c)号　製品をイギリス国内へ輸入すること

第⒁項　業務として、以下に掲げる行為のいずれかを行う者は、この条の目的のために、たばこ製品を供給するものとされる。

(a)号　製品を供給すること

(b)号　製品の供給を申し出ること、または供給に同意すること

(c)号　供給のために製品を陳列すること、または保有すること

第(15)項　この条の目的のために、「制定法」には、以下の各号に掲げるものが含まれるものとする。

(a)号　スコットランド議会の法律（Act）

(b)号　ウェールズ議会の準法律（Measure）または法律

(c)号　北アイルランドの立法（legislation）

「外装（external packaging）」、「内装（internal packaging）」および「包装（wrapper）」の定義は、第(6)項に基づく規則に規定されるものとする。

たばこ製品に関して「パッケージ」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(a)号　当該製品の外装

(b)号　当該製品の内装

(c)号　当該製品の包装

(d)号　当該製品もしくは(a)号から(c)号までに掲げられているものに付属する、または含まれるその他の素材

なお、政府案とは別に、Baroness Finlay ほか 3 名の貴族院議員の名において、やはり標準化パッケージの導入を可能とする規定の法案への挿入を求める修正案が、委員会審議段階で提出されたものに手を入れる形[(170)]で、また、Lord Hunt および Baroness Hughes によって、よりシンプルな形[(171)]で、それぞれ提出されている。ただし、審議の際には、すべての修正案は、明確に区別されず、標準化パッケージの導入の是非が、一般的に議論されており、最終的には、Baroness Finlay らも、標準化パッケージの導入が実現されるのであれば、自身の修正案には拘泥しない旨を述べている[(172)]。

Earl Howe は、政府が再度方針を変更した理由については、上述の政務官表明に記されていることもあって、議会では明確に述べてはいない。この

政府修正案は、標準化パッケージ導入が政府によって決定された際に、遅滞なく、保健大臣がそのための規則を制定できるよう、権限を付与するためのものであると説明し、さらに、標準化パッケージの導入が公衆衛生に、とりわけ青少年に対して効果をもたらすか否かに関する証拠を独立して評価するよう Cyril Chantler に依託しており、その結果は2014年３月には明らかになるだろうと、繰り返すにとどめている。その上で、Chantler による評価の結果を先取りすることはできないものの、評価の結果から、十分な根拠があると納得した場合には、政府が標準化パッケージを導入するだろうということは認めることができるとした。

Earl Howe の説明によれば、保健大臣は、パッケージの外装および内装、ならびに、セロファン包装のようなたばこ製品に関わるあらゆる素材を標準化する規則を制定できる。さらに、紙巻きたばこ１本１本の外見やそれらの上へのブランド表記など、たばこ製品そのものに課される要件を規定することもできるとされ、また、手巻きたばこなど、紙巻きたばこ以外のたばこ製品に規則を適用することも可能とされる。ただし、規則の対象となるパッケージは、あくまでも市民に販売される際に使用される、いわゆる小売り用パッケージのみであり、たとえば、倉庫での保管のために使用される容器など、市民の目に触れることがなく、たばこ製品の製造業者、輸送業者および小売業者の間でのみ使用される、いわゆる業務用パッケージについては、これまでどおり、色やロゴといったブランドを象徴するものを使用することができる。

政府修正案は、規制の対象となるパッケージの要素として、色、ブランド名またはロゴの使用、使用されている素材および材質、パッケージの大きさおよび形状をあげているが、必ずしもそのすべてが規則に盛り込まれるとは限らないとされる。しかし、将来的な製品開発の可能性に対処し、かつ、悪用され得る抜け穴を創出しないために、包括的な規定とするのが賢明であろうと述べている。

一方で、規制が導入されるに先だって、保健大臣は、18歳未満の者の健康

を害する危険性を減少させ、またはそれらの者の健康もしくは福祉を増進させることに寄与し得るかを検討しなければならない。ただし、喫煙が健康に及ぼす害が急性のものばかりではないので、健康を害することには、生涯の後半になるまで顕在化しないものも含まれるとする。さらに、成人の健康に対する害の低減に寄与するか否かも検討できるので、標準化パッケージが禁煙を志している成人の支援に資するか否かも考慮することができる。

なお、この規則の執行は、地方政府の取引基準監督官が担うことになること、および制定は、積極的手続きに従うことも確認された。(173)

多くの議員は、Chantler への依託を含め、政府の再びの方針転換を歓迎した。たとえば、Lord Faulkner は、「私は、約 1 年前に、公衆衛生担当副大臣の Anna Soubry が、政府は、標準化パッケージへの道程をたどるように念を押されたと述べるのを聞いた際には励まされ、昨夏、その予定が、突然消された際には、ひどく失望しました。…しかし、少なくとも、予測され得る将来については、問題はあたかも霧散したかのように見えます」と述べて、政府の修正案を歓迎する姿勢を示している。(174) その他、Baroness Finlay および Baroness Tyler は、ほとんどの喫煙者が未成年のうちに喫煙を始めるという事実だけでなく、そうした児童および青少年の多くは、低所得層に属していること、および10歳代の母親ほど、自己と胎児の健康に害となる妊娠期間中の喫煙を行っていることを指摘し、「明確な反喫煙のメッセージをともなった標準化パッケージは、この死を招く習慣が持つ児童および青少年に対する魅力を減じる、重要なはじめの一歩」だとしている。つまり、標準化パッケージは、その中に収められているたばこの質を低く感じさせ、健康に関する警告を目立たせ、結果として、より効果的にし、そして、あるブランドのたばこが他のブランドのものよりも安全であるといった誤解を減少させるというのである。(175)

Lord Hunt は、政府修正案に歓迎の意を示しつつも、委員会審議の際にもあったように、「規則を制定することができる」から「規則を制定しなければならない」へと変更する修正案を、Baroness Hughes とともに提出し

ているが、それは、Chantler による評価の結果が肯定的であると仮定すると、政府が立法措置をとらないといった状況はあり得ないからだとする。[176] また、Baroness Howarth からは、Chantler による評価から規則制定までのおよそのタイムテーブルを示して欲しい旨の要求があったが、[177] これは、総選挙が近いことを意識してのものであった。

標準化パッケージ導入のための修正案は、未成年者が同乗する自家用輸送手段内を禁煙とする修正案と同時に審議されたが、その修正案にも増して、これに反対する議員は、少数であった。それでも、保守党の Lord Naseby は、自身は喫煙もせず、たばこ会社の株も有していないので、この問題に何ら利害を有していないが、イギリスには未だ20％の喫煙者がおり、20％というのは、それらに影響のある立法について誰かが声をあげるべき数だとした上で、まず、手続き的な問題として、規則制定が議会ではなく、大臣に任されており、さらに、庶民院の同意を得る必要もないとすることは、憲法上の問題を生じると主張する。確かに、積極的手続きに従って制定される規則なので、議会は、それについて検討する機会を与えられるが、それを承認するか、否認するかのいずれかだけができるのであって、それを修正することができない旨を問題として記録にとどめておきたいとする。次に内容的な問題として、標準化パッケージが、砂糖、酒類および炭酸飲料にも関わっているとしても、我々は支持するだろうかと述べ、まず、知的財産権の問題を次のように指摘する。すなわち、知的財産権は、どの産業にとっても重要なものであり、特にパッケージに収められる商品を扱う業者の大部分が、何世紀にもわたって享受してきたものである。そうした業者は、それによって、自己の製品と競合他社の製品を区別し、重要なこととして、製品の購入者に質の保証を提供し、また、そこから革新的なものを創出する有価な資産を所有することを支え、結果として競争を維持させてきたのである。それらは、軽々に放棄されるべきではない会社の資産である。それらの一部が、時と場合によっては制限されるべき特定の理由は存し得るが、きわめて慎重に制限される必要がある。

次に、法的な問題として、Lord Naseby は、次のような 4 つの制約があるとし、政府はそれに対処できるのかと質している。4 つの制約とは、すなわち、第 1 に、たばこ製品の自由な移動に関わる EU の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of the European Union）第34条[178]であり、第 2 に、物品の自由な移動に関する、2001年のたばこ製品に関する EU 指令（Directive 2001/37/EC of the European Parliament and of the Council of 5 June 2001 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco products）第13条第(1)項[179]であり、第 3 に、イギリス国内では、1998年人権法（Human Rights Act 1998）によって、そして EU 内では、EU 基本権憲章（European Charter of Fundamental Rights）によって保護される会社の知的財産権を不当に、かつ均衡を失する形で制限する可能性、および知的財産権に関する国際法や世界貿易機関の協定に抵触する可能性であり、第 4 に、標準化パッケージをめぐって、いくつかの国が EU に反対の姿勢をとっていることである。

このほか、標準化パッケージがたばこの消費の減少につながるという評価には、推測や調査に協力した個人の主観的意見などが多く論拠とされており、確固たる証拠はないとする。そして、たばこの消費は、標準化パッケージが導入されなくとも、すでに減少してきており、今後も減り続けるだろうとしている。さらに、オーストラリアでは、標準化パッケージの導入後、違法なたばこ製品が13％増加したとして、標準化パッケージの導入は、その売り上げの20％から25％をたばこ製品に依存する小規模小売店舗およびその業界で雇用されている約 6 万人にとっては悪い知らせとなるであろうが、偽造たばこの製造者にはよい知らせとなるだろうとしている。また、修正案の第(4)項(d)号にある「たばこ製品の訴求力および魅力を減じる」ことは、パッケージとほとんど関係がないことを指摘し、および第(8)項(d)号にある「当該製品の形状」もパッケージとは無関係であること、さらに、第(8)項(e)号には「当該製品のフレーバー」とあるが、たばこが植物由来である以上、その性

質から言って、すべてのたばこはそれぞれ異なっているので、どのようにフレーバーを規制できるのかと質した。そして、最終的に、Lord Naseby は、政府に対して、Chantler の評価結果がどのようなものであれ、それについて議論する機会を貴族院に与えること、およびたばこ業界に対して、Chantler が示した証拠を閲覧させ、その解釈について保健大臣に意見を述べる機会を与えるよう求めた。(180)

標準化パッケージの導入に強く反対したもう１人の貴族院議員、Lord Stoddart は、反対する者が少数派に属していることを自覚しつつ、自らは喫煙しないが、両院葉巻・パイプ愛煙家クラブの準会員であると宣言した上で、まず、合法な製品の使用者は、政府や圧力団体による継続的なハラスメントを受けることなく、その製品を使用することが認められてしかるべきであるとする。そして、政府の修正案は、自身が見た中で最も過激な Henry VIII条項(181)だとし、さらに、次のように述べて、政府を非難している。「我々は、たばこ製品の陳列を禁止しただけでなく、今や、パッケージすら禁止しようとしています。それは、余りに不合理です。第57Ｂ号修正案において提案されている規定は、あまりに詳細であり、ほとんど理解することができません。今、政府は、［パッケージ・］デザインの隅から隅まで規制することを、そして、実際には、紙巻きたばこや他のたばこ製品のパッケージの基本構造まで規制することを提案しています。政府が、たばこ製造業者に対して、それらの製品を提示する方法について規制し、および強制するであろう項目が19も存在します。私が信じるところでは、それはやり過ぎです」。また、「これらの政策によって、青少年が喫煙を開始することを抑制できるというのは、疑わしいでしょう。青少年は、様々な理由によって喫煙を始めるのであって、パッケージだけによるものではありません。標準化パッケージによって青少年が喫煙を開始するのを防止できるとすることには、確かな証拠は何ら存在しません。それに関する適切な意見聴取すら実施されていません。…この修正案は、酒類、菓子類および砂糖類を含む製品、ならびに、喫煙以上に健康保険に負担をかける肥満の原因となる脂肪質の食品のような他

の製品に［も標準化パッケージを導入する］先例となるでしょう」と、反対する論拠を述べている。(182)

これらの反対意見に対して、Earl Howe は、次のような説明をし、理解を求めている。まず、Lord Naseby に対しては、政府は、修正案の法的問題について慎重に検討したこと、修正案は、政府に対して政策的選択に基づいて規則を制定する十分な裁量の余地を付与するものであること、そうして起案された規則案について意見を述べる機会を議会に与えるために、積極的制定手続きを踏むようになっていること、および2012年に実施された意見聴取では、違法なたばこ製品に関する質問項目があり、それに対する回答において、2012年-2013年期に違法なたばこ製品が市場に占める割合は 9 ％であり、未だに高い数値ではあるが、2000年の21％と比べれば減少しており、明らかによい方向に向かっていることを述べ、Lord Stoddart に対しては、政府は、上記のとおり2012年に標準化パッケージに関する広範な意見聴取を実施しており、2,500余に及ぶ回答がよせられていること、およびたばこは、長期的喫煙者の50％を死に至らしめる、きわめて有害な製品であり、指摘された他の製品とは一線を画していることを論じている。(183)

一方、タイムテーブルを示すよう求めた Baroness Howarth に対しては、Chantler の評価の結果が出ていない現在、詳細なタイムテーブルを示すのは時期尚早であるとした上で、仮に評価結果が標準化パッケージ導入に肯定的なものであったとしても、たばこ製品のパッケージを規制する規則は、議会の積極的制定手続きに乗せる前に、ヨーロッパ委員会および EU 加盟国に通知される必要があろうことから、ある程度の時間を要する旨が説明されたが、評価結果を受け取った後には、直ちに政策決定をすることを約束するとした。そして、規則の制定を「できる」から「しなければならない」とすべきと主張した Lord Hunt には、そうした形で政府の手を縛ることには賛成できないとし、その理由を次のように述べている。「たばこ業界による提訴は、たばこ規制立法を導入する際には、常にリスクとなります。実際、世界貿易機関は、たばこ業界が公衆衛生政策に干渉する 6 つの主要な形態の 1 つ

が提訴すること、または提訴する用意があるとちらつかせて政府を萎縮させることであると述べています。政府は、たばこ製品のパッケージを標準化することによって生じる広範な問題を適切に検討するための時間と裁量の余地を持っていなければなりませんし、適切な検討を行ったことを証明しなければなりません。そうすることで、［たばこ会社が］訴訟を成功させるリスクをも減じることになるでしょう。迅速にことを進めたい気持ちは十分に理解しますが、我々は、正しい政策決定にたどり着くことができるよう、適切な決定手続きに従わなければなりません[184]」。

こうした議論を経て、政府修正案は、採決にかけられることなく、可決された[185]。第３読会では、標準化パッケージについて、執行を担う地方政府の機関が措置を講じない場合でも、権限を有する大臣が直接に執行のための措置を講じることができるようにすることを目的とした技術的修正[186]が政府によって提案されたが、これは、予防措置として、また、他のたばこ規制立法と制度内容を合わせるために必要であろうと判断されたものであると説明された[187]。この修正案については、特に議論されることなく認められ、標準化パッケージの導入に関する2014年法案の修正は、審議のために、庶民院に送られた。

⑷　庶民院：貴族院による法案修正の審議

庶民院による法案修正の審議時間が90分に限定されており、政府提案の修正でない、未成年者が同乗する自家用輸送手段内における喫煙の禁止をめぐる議論に多くの時間が割かれた結果、標準化パッケージの導入をめぐる議論は、それほど活発であったとは言えない。とりわけ、導入に賛成する議員の主張には、内容的に目新しいものがない。それに対して、すでに述べた代理購入の犯罪化や、次項で述べる電子たばこの販売規制よりは、強硬に反対する主張が一部にあったことも事実である[188]。

政府の修正案に反対する意見も、Chantler の評価結果が出るのを待って規則を制定するのではなく、有効性についての証拠はすでに十分存在するのだから、すぐにでも標準化パッケージを導入すべきだと考えるものと、標準

化パッケージの導入そのものに反対するものとに、大きく二分することができる。前者は、労働党議員に多く、たとえば、政府は、必要とされる場合のために、規則制定権限を付与する法律を制定しようとしているのであって、現在、行使する必要があるとする証拠が存するからそうしようとしているのではないのかと質す Anne Main[189] や、政務官は、標準化パッケージがたばこ販売に影響を及ぼすと証明されていることに同意しないのかと問う Geraint Davies[190] などがこれに属する。また、Luciana Berger は、より迅速な措置を望むが、そうでなくとも、制定法として文書化されることはよいことであるとしつつ、修正案では、標準化パッケージ導入の権限が担当大臣に付与されてはいるものの、それが行使されることが100％確実だというわけではない以上、あくまでも「できる」規定に過ぎないので、標準化パッケージを導入すべきとの結論が得られた場合には、総選挙前に規則の制定に着手すると約束するよう、Ellison 政務官に求めている[191]。これらの問いや主張に対して、Ellison 政務官は、これまでの政府の主張を繰り返すことで応じるのみである。たとえば、Main に対しては、現段階で規則制定権限を認めておくことによって、必要であると判断された際に、迅速に対応できるのであり、その時、政府は、すでに述べたように、必ずしも、修正案の規定にあげられているすべての要素を規則として実現するわけではなく、どの要素を規則に組み込むかの判断をすることになると答えている[192]。

一方、後者の反対意見に属するものとしては、健康に関する警告は喫煙者の購買意欲に影響を及ぼしておらず、したがって、たばこ製品の外観が喫煙を抑制するということにも論拠はないのではないかと問う Angela Watkinson[193] や、たばこ製品に標準化パッケージを導入するのであれば、酒類にも導入すべきだと主張する保守党の Charles Walker[194] などがいる。これらに対しては、Ellison 政務官は、Chantler の評価結果を待つべきである、および、たばこ製品に対する標準化パッケージの導入と酒類に対するそれは別の争点であると、それぞれ返している。

こうした中で、修正案に強く反対したのは、Ian Paisley と Philip Davies

である。まず、Paisley の主要な論拠から見ると、それは、次のとおりである。まず、①Chantler による評価の結果が出る前に、こうした規定を設けることは、時期尚早だということ、次に、②仮に、政府がたばこ会社からその商標やブランド名の使用を奪う決定を下した場合には、たばこ会社に金銭的な補償を認めるのかという疑問があること[195]、さらに、それに関連して、③標準化パッケージの導入は、たばこ産業を衰退させる結果となること、④標準化パッケージの導入は、喫煙を止めさせるという、あらゆる人が望んでいることを実施することになるのだという主張を支持する十分な証拠がないこと、⑤現在、ポンドショップ[196]で売られているようなたばこを収容する持ち運び用のケースにはいかなるメッセージをも印刷することができ、しかも健康に関する警告を表示する必要がないが、標準化パッケージが導入されると、ますますこうしたケースが特定の企業によって売られるようになるだろうこと、そして最後に、⑥現在、イギリス国内で消費されている紙巻きたばこの25％が密輸入されたものである以上、印刷することがより簡単な標準化パッケージを導入すべきではない[197]ということの６点である。このような Paisley 議員の主張に対して、Ellison は、この修正案は、政府が標準化パッケージを導入する決定をした際に、それに必要な規則を制定する権限を大臣に付与する規定であるに過ぎないこと、そうした決定を下す場合には、Chantler による評価結果以外にも、意見聴取によってもたらされた情報も検討材料にされることを主張した。また、必ずしも、政府がこの修正案によって付与された権限のすべてを行使するとは限らないともしている[198]。

一方、Devies は、まず、次のように論じている。すなわち、①多くの場合、標準化パッケージは、既存のパッケージよりもカラフルであるので、カラフルなパッケージが喫煙を促すと主張する人にとっては、何の意味もない政策であること、および②現在において、すでに、大規模小売店舗においては、たばこ製品を陳列することができないことを考えると、すでにカウンターの背後におかれ、見ることすらできない製品のパッケージを標準化することに、いったいどんな意味があるのかということである。そして、たばこが

合法的な製品である以上、そのパッケージをブランド化することは自由に行えるものであるべきであって、そう考えると、標準化パッケージは、単なる過保護国家の勝利であり、その結果として、おそらく、ほどなくして、肥満の原因となる、酒類、菓子、ポテト・チップスその他の食品のパッケージが標準化されることになるだろうと述べた。このような考えのもと、Devies は、貴族院による修正をさらに修正する 3 つの案を提出した。すなわち、①大臣が標準化パッケージの導入を決定するための条件を「健康を増進させることに常に寄与し得る（may）と判断する」から「健康を増進させることに常に寄与する（will）と判断する」に、②寄与するか否かの判断基準として「少なくとも規則の規定のいくつかが効果を有する」から「規則の各規定が効果を有する」に、さらに、③規則が、市民の健康もしくは福祉に対する害を軽減し、またはそれらを促進するとみなすための条件を、「喫煙を新たに始めることを抑止することなどに寄与し得る」から「喫煙を新たに始めることを抑止することなどに寄与する」に変更するという内容のものである。

自らが提出した修正案のうち、大臣が「寄与する」と判断することに変更を求めた理由については、Devies は、その規定が「単に、規則が効果を生じると偶々思ったというような気まぐれで決定を下す権限を大臣に付与する」ものであるからだとする。次に、第 2 の修正を求める理由は、以下のようなものである。すなわち、複数の規定がおかれており、そのうちのいくつかの規定が有効である限り、規則が正当化されると政府は説明しているが、修正案を見る限り、失当な項目が10あるに対して、妥当な項目は 2 つあるに過ぎない。ところが、それでも、複数存する規定のうちのいくつかが正当だということになるから、規則は、それらすべてを実現することができることになる。そうならないように、規則は、全体として効果を有するものでなければならないということになる。そのように説明した上で、こうした修正は、大臣の権限に対する制約になると批判されるが、過保護国家の気まぐれではなく、証拠に基づく合理的な決定が下されるよう確保することこそ庶民院の役割であり、我々は、国民の自由を守ることを期待されて庶民院にいる

のだとし、現政府は、そうした自由をすべて残らず踏みにじろうとしていると非難している。[199]

この修正案に対して、Ellison は、およそ次のように述べている。すなわち、規則を制定する前に担当大臣が種々の要因を検討することを必要とする、修正案の規則制定手続きは、当該大臣が、全体として、児童の健康および福祉に対して規則が有するであろう影響に関する証拠について、合理的で、かつ均衡のとれた評価をすることを可能とするもので、一般的かつきわめて適切な大臣による政策決定手続きである。Davies の修正案は、この合理的で、かつ均衡のとれた証拠評価を実施する大臣の権限を奪うものであって、児童の健康および福祉に規則がどのように影響するかに関する大臣の評価に、不必要かつ不当な制約を課するものである。そうした制約は、おそらく、権限の行使を全面的に抑止してしまうだろうことを考えると、Davies の修正案には賛成できない。[200]

最終的に、標準化パッケージの導入のための修正案は、すでに述べたように、他の政府修正案とあわせて採決にかけられ、453対24の賛成多数で、政府が提出した原案のまま、2014年法第94条として可決された。

3.2　2015年たばこ製品の標準化パッケージに関する規則の成立

(1)　標準化パッケージに関する意見聴取に対する回答

第94条は、すでに述べたように、標準化パッケージを導入するために必要な規則の制定権を大臣に付与しただけであるので、実際に標準化パッケージが導入されるには、そのための規則が制定されなければならない。ここからは、その規則制定までの経緯を概観することにする。ただし、まずは、2012年に実施された標準化パッケージに関する意見聴取においてよせられた回答から見ることにする。[201]

意見聴取には、総計で、668,433件の回答があったが、それらの大部分（665,989件）が、いわゆる組織主導によるキャンペーン目的の回答で、用意された定型の用紙を使用し、標準化パッケージが導入されるべきか否かにの

み回答するなど、全部で15ある問いの一部にしか回答しないものであった。残る2,444件の回答は、基本的に、コンサルテーション・ドキュメントに示されたすべての質問に回答したもので、詳細な分析は、主として、この2,444件について行われている。[(202)] 2,444件の内訳を見ると、半数以上の1,343件が一般市民からのものであった。小売店等、経済的な利害を有する個人または組織からは220件の回答がよせられたが、たばこ製造業者からの19件およびたばこを販売するコンビニエンス・ストアからの79件を含む150件がたばこ産業に属するものからの回答であった。組織を代表する回答は、国民健康保険機関からの128件、および取引基準監督局（19件）など地方政府からの174件を含む530件であった。たばこ産業と利害関係があると回答したものの割合は８％で、関係がないとした回答者の70％に比べると、きわめて少数である（残りの22％は、「回答なし」である）。なお、イギリス国外の個人および組織からの回答もあり、集計および分析の際には、それらも等しく扱われている。

回答は、賛否ほぼ同数にわかれたが、大まかに言って、経済的な利害がある回答者は、これ以上のたばこ規制に反対し、公衆衛生に携わる回答者は、当然のことではあるが、いっそうの規制を望む傾向がある。

個々の質問に対する具体的回答内容を見ると、まず、政策の選択肢として、①「何もしない（すなわち、現状維持）」、②「標準化パッケージを紙巻きたばこおよび手巻きたばこについて義務づける」、ならびに③「たばこのパッケージの販売促進効果を低減させ、公衆衛生の改善をはかることを目的とした、標準化パッケージとは異なるアプローチを採用する」のいずれが望ましいと考えるかという問いに対しては、53％が第２の選択肢、すなわち標準化パッケージの導入を支持し、43％が何もしないことを支持した。第３の選択肢にある「異なるアプローチ」については、学校での教育の強化、未成年者によるたばこ製品購入に対する取り締まりの強化と代理購入を禁止する法律の制定、違法たばこの製造および販売の厳罰化、ならびにパッケージ上の健康に関する警告を大きくすることなどが提案された。

さらに、標準化パッケージが導入された場合、コンサルテーション・ドキュメントに記された政策的アプローチに合致するかが問われた。[203] 2,234件の回答のうち、54％が合致していると回答し、39％が合致していないと回答したが、標準化パッケージの導入に賛成する回答者は、すべて、合致していると回答している。ただし、標準化パッケージを支持しない回答者の中にも、コンサルテーション・ドキュメントに記されているアプローチと合致すると回答したものが存した。一方、合致していると回答したものからは、次の項目を含むように標準化パッケージの定義を拡大すべきとする意見が出された。すなわち、健康に関する警告のサイズを大きくすること、パッケージの前面のみならず、背面にも写真つきの警告を表示すること、タールや一酸化炭素のような含有物に関する量的データの削除、禁煙支援サービスについて、連絡方法等の情報を記載すること、ブランド名の長さの制限、および紙巻きたばこ１本１本の外形の標準化である。標準化パッケージの導入を支持しない回答者の大部分は、アプローチとの合致を否定したが、その多くは、標準化パッケージが導入されると、以下の事態を含む、広範な経済的影響があると指摘している。その影響とは、すなわち、販売店における対応時間の増加および商品の取り違えの増加、規模の大小に関わりなく、小売店の利益の減少、在庫の補充および再補充のための時間の増加、盗難の機会の増加ならびに顧客満足度の低下である。標準化パッケージを小売り用に限定する適用除外については、導入に賛成する回答者の一部が、それに反対し、導入に反対する回答者の一部が、そのような例外は不適切であると回答している。

第３の質問は、標準化パッケージの導入が、次の４つの効果の最低でもいずれか１つによって、公衆衛生の改善について、既存のたばこ規制政策に上乗せする効果をもたらし得るかであった。すなわち、①青少年が新たに喫煙を始めることの抑止、②喫煙者が禁煙することの促進、③禁煙し、または禁煙しようとしている喫煙者が挫折することの防止、および④受動喫煙の低減である。

2,266件よせられた回答のうち、54％が肯定的な回答であり、44％が否定

的なものであった。標準化パッケージの導入を支持する回答者の多くは、この意見聴取とほぼ時を同じくして公表され、標準化パッケージの効果を支持した公衆衛生調査コンソーシアム（Public Health Research Consortium）による標準化パッケージの影響に関する調査結果に依拠していた。一方の標準化パッケージの導入に反対する回答者は、意見聴取の際には世界のいずれの国においても標準化パッケージが導入されておらず、その実際の効果を知り得ようもないのであるから、標準化パッケージの効果を支持する証拠は、いずれも不十分なものだと主張していた。また、公衆衛生調査コンソーシアムの調査結果については、次のような批判的回答もよせられている。すなわち、①調査に携わった者が、自身の調査結果に過度に依拠しており、また、たばこ規制政策に好意的であったこと、②一定の状況においてどう行動するかを調査対象者に対して質問していることから、そこから得られる証拠が推論的であること、および③青少年の喫煙開始、禁煙および禁煙の挫折のいずれもパッケージとの因果関係が立証されていないことである。これに対して、賛成する回答者からは、反対する者が求めるレベルの証拠を得る方法は、標準化パッケージを導入して、その効果を測定すること以外にはないとする主張や、標準化パッケージの導入の遅れは、生命を危険にさらすことになるので、証拠を待っている余裕はないといった主張が回答としてよせられた。医療関係組織からの回答の大部分が、標準化パッケージの導入の公衆衛生上の効果を認める一方で、経済的な利害を有する回答者の大部分は、違法なたばこ製品の増加およびたばこ製品の価格の低下によって、公衆衛生上は、むしろ望ましくない影響が出るだろうと、否定的であった。このほか、たばこ製品の陳列禁止が未だ完全に実施されておらず、したがって、その十分な評価がなされていないうちに、次の政策を講じるのは時期尚早であろうとする回答があった。

第 4 の質問も、標準化パッケージの効果に関するものであり、その導入が、①たばこ製品の訴求力を減少させること、②健康に関する警告の効果を増強させること、③パッケージが喫煙の害に関して消費者を誤導する可能性

を低減させること、および④児童および青少年のたばこに関連する態度、意思および行動に影響することについて、効果を持ち得るかというものであった。

①については、2,277人の回答者のうちの55％が肯定的であり、41％が否定的、②に対しては、50％が肯定的、44％が否定的（総計2,262件の回答中）、③については、49％が肯定的、44％が否定的（総計2,257の回答中）、そして④については、58％が肯定的で、38％が否定的（総計2,232の回答中）という回答内容であった。質問は、上のように４つにわかれているが、個々の回答が示す論拠は、その多くが共通しており、とりわけ標準化パッケージの導入を支持する回答者の多くは、ここでも、公衆衛生調査コンソーシアムによる調査結果の関連箇所をそのまま引用する形で回答していた。回答をよせてきた医療関係組織の間には、たばこのブランドが創出し、または維持する「スタイル」を減じることによって、パッケージがたばこの害について誤った印象を創出することを防止することによって、そして、健康に関する警告を目立たせることによって、標準化パッケージが公衆衛生によい影響を及ぼすことを示す証拠があるということについて、広くコンセンサスがあるようである。他方、標準化パッケージに反対する回答者に共通する主張は、人びとは、すでに喫煙の健康に対するリスクを認知しており、現行の制度のもとでも十分に健康についてのメッセージを受け取っていること、ブランド化は、消費者に対して、品質、原産地およびその他、消費者の選択のために必要な情報を提供する不可欠な要素であって、したがって、消費者が誤導または誤伝達されていることにはならないこと、標準化パッケージと行動変化との関係を示す証拠、および標準化パッケージの導入が、たばこ規制の目的を政府が達成することに寄与するとする証拠はないこと、ならびに、違法たばこの入手可能性が増大することという４点において、共通している。経済的な利害を有する回答者は、前述のとおり、標準化パッケージを支持する者が依拠する公衆衛生調査コンソーシアムが示した証拠は、適切ではないことを示唆している。このほか、現行の健康に関する警告は、すでに十分目立つこ

と、および、標準化パッケージは、実際には、たばこの有する「禁止されたもの」としてのイメージを増幅し、かえって青少年に訴求することになることなどが示された。

標準化パッケージが経済活動または自由競争に与える影響に関する第 5 の質問には、経済的な利害を有する回答者から、様々な影響があるだろうとする多くの回答がよせられた。具体的な影響の内容は、違法なたばこ製品の増加やたばこ製品の価格低下にともなう小規模小売店の経済的損失など、その他の質問項目に対する回答と重複する内容が多いが、小規模小売店中心からスーパーマーケットのような大型小売店中心へと移行するといったように、たばこの小売市場の構造が変化するだろう、消費者がブランドを識別できなくなるであろうから、自由競争の程度が下がり、ひいては、たばこ製造業者の開発意欲を減退させ、新商品が市場に出ることが難しくなるだろう、および、消費者は、購入の際にどのような選択肢があるのかを知るためにブランド名以上のものを必要とするようになるだろうといった指摘もあった。さらに、ブランドは、消費者が製品の品質を判断する際に役立っており、標準化パッケージの導入によって品質による競争が阻害されると、たばこ市場における競争は、価格に基づくそれだけとなり、そのことが惹起する価格の低下は、たばこ製品の入手しやすさ、とりわけ青少年にとっての入手しやすさにつながるだろうとの示唆もあった。特殊なたばこ製品については、たとえば、葉巻は木箱に入れられていること、および小分けして、または少量で販売されているということ自体が販売戦略として重要である点も指摘された。標準化パッケージを支持するものからの回答は、経済活動や自由競争に与える影響を認めつつも、すべてのたばこ会社が同じ規制のもとに服するのであるから、平等かつ公正に影響を受けることになるだろうと指摘し、したがって、それらは均衡を失しておらず、また、必要なものであるとするものがほとんどである。さらに、異なるたばこ製品は今後も生産され、ブランド名自体の使用は可能であるから、消費者は、それらの間での選択が可能であること、喫煙者の一定ブランドへの愛着は強固であること、および価格競争によ

りたばこ製品の値段が下がっても、税によって調整可能であることも指摘されている。

標準化パッケージの法的問題については、経済的な利害を有する回答者の多くが、標準化パッケージの導入は、何らかの法的問題を創出するだろうとし、その一部は、それが違法であるとすら主張した。喫煙による害を減少させるという公衆衛生上の要請が、市場への干渉を正当化するために利用されるが、標準化パッケージの効果についての証拠は、それを正当化するほど十分に強力ではないとし、さらに、政府はたばこ産業に対して金銭補償すべきだとする回答や、複数のたばこ製造業者が訴訟をも辞さない構えでいることを指摘する回答もあった。いずれにせよ、共通して指摘された法的問題は、以下のとおりである。すなわち、財産権および表現の自由への制約、EU の機能に関する条約に基づく物の自由な移動の制限、知的財産権の保護に対する制約、および商標の登録および利用の制限である。この問題については、オーストラリア政府からも回答があり、国は、公衆衛生上の理由で必要とされる措置を講じる権利を有しており、標準化パッケージを導入する立法を行うことは、世界貿易機関の協定などに反するものではないと信じているとしている。標準化パッケージの導入に賛成する者からのこの質問に対する回答は、他の質問に比して少数であったが、標準化パッケージの導入は何ら法的問題を生じるものではないとするものや、公衆衛生を改善する可能性をもって十分に正当化できるとする回答があったほか、たばこ製造業者による訴訟は、しばしば取り下げられていることから、導入を遅らせるための戦略に過ぎないと指摘するものもあった。

標準化パッケージ導入がたばこ製造業者にコストまたはベネフィットをもたらすかとの質問に対しては、2,209件の回答があった。標準化パッケージの導入がたばこ製造業者に何らかの影響をもたらすであろうことは、基本的に、共通した見解であったと言ってよい。コストの内容としては、高級たばこ製品の売り上げが大幅に減少するであろうとするものや、標準化パッケージが喫煙者の減少、とりわけ青少年が新たに喫煙を開始することの抑止とい

う効果を発揮すれば、長期的に大きなコストになるとするものなどが代表的な回答である。また、導入当初の短期的なコストについては、将来的にパッケージ・デザインを更新する必要がなくなることなどから相殺されるだろうとする回答もあった。パッケージ製造業者からの回答は、たばこ製品のパッケージに特化した機械類の余剰、および複雑なブランド・デザインやセキュリティのためのマークを求めるたばこ製造業者との取引による利益の減少に関連する損失が予想されるとしている。そのほか、標準化パッケージの導入に反対する回答者からは、次のようなコストが指摘されている。すなわち、雇用の喪失、知的財産権保護の弱さやイノベーション性の低さが招来するイギリスの産業の価値の低下、ブランド化されたパッケージを維持する他の市場との競争にともなうコスト、デザイン、印刷および機械製造といった関連業界への広範な悪影響、ならびに、大規模なたばこ製造業者に有利な状況を不当に創出し、小規模な特殊たばこ製品製造業者に均衡を失したコストをかぶらせることである。

標準化パッケージが小売業者にもたらすコストまたはベネフィットに関する質問には、1,789件の回答があったが、経済的な利害を有するものからは、小規模小売店を中心に、コストが増加するとの回答が多くよせられ、とりわけ小売店からは、すでにたばこ製品陳列の禁止によるコストをかぶっており、標準化パッケージの導入は、それに加えて、販売に際しての対応時間の増加、顧客の待ち時間の増加とそれによる顧客の逸失、商品の取り違いとそれに対する苦情の増加、ならびに販売される商品価格の低下とそれによる1商品ごとに得られる利益の減少などのコストが想定されるとしている。さらに、標準化パッケージの導入は価格による競争を激化させること、および、たばこ製品購入のついでに他の商品も購入するという顧客の購買行動により依存していることから、小規模小売店にはより不利に働くとの回答もあった。実際のところ、標準化パッケージが顧客対応時間を増加させるか否かについては、標準化パッケージの導入に賛成する回答者も反対する回答者もともに、それぞれの言い分に有利な調査結果に依拠しており、判断がつきにく

い。しかし、医療組織からの回答には、たばこ製品をアルファベット順に並べるなどの工夫によって、対応時間の増加は防げるとする指摘もあり、さらに、標準化パッケージの導入に賛成する回答者からは、標準化パッケージの導入にともなうたばこ製品販売の減少は、漸進的であろうから、小売店にはそれに対応する十分な時間があるはずだとの指摘もあった。

第９の質問は、標準化パッケージの導入が違法なたばこ製品、または税を支払っていないたばこ製品の需要および供給を増加させると思うかというものであったが、これについては、回答が大きく割れた。経済的な利害を有するものからの回答は、そのほとんどが、需要、供給ともに増加するというものであり、偽造が容易になるばかりでなく、それらを取り締まることが困難になると指摘するものもあった。それ以外に、増加した違法たばこが、正規のたばこ製品の販売および税収に与える影響、ならびに品質が劣るが故に健康にいっそうの害を与える危険などが懸念材料として示された。標準化パッケージの導入に賛成する回答者には、政府の対策が奏功して、この10年間で、イギリス国内の違法たばこ市場は大きく縮小したことを強調するものが多かった。それに加えて、仮に違法たばこ市場が拡大しても、標準化パッケージを導入しないことを原因とする健康被害よりは害が少ないこと、たばこ製造業者は、任意に、視認できないマークをパッケージに記すなどの偽造たばこ対策をとるべきで、そうすることがたばこ製造業者自身の利益につながること、すでにスコットランドで導入されているようなたばこ製品の小売店の免許制を導入すべきこと、およびブランド化されたパッケージであろうと標準化パッケージであろうと、偽造のしやすさはかわらないだろうことなどが指摘されている。

自身で消費するために他国で購入したたばこ製品をイギリス国内に持ち込む、いわゆる「越境購入（cross-border shopping）」に標準化パッケージの導入が影響を及ぼすかという問いに対しては、多くの回答者が否定的な回答をしている。標準化パッケージの導入に賛成する回答者からは、喫煙者がブランド化されたパッケージのたばこ製品を購入して持ち帰るためだけに海外

渡航の頻度を増やすことは、費用の点からも、持ち込めるたばこ製品の量が最近縮小されたことからも、考えにくく、したがって、越境購入はそれほど増加しないだろうとの指摘、ならびに、仮に、越境購入が増加したとすれば、それは、ブランド化されたパッケージが喫煙を促すことを証明するものであり、標準化パッケージ導入に新たな正当化事由をもたらすことになるとする指摘があった。これに対して、標準化パッケージの導入に反対する回答者からは、ブランド化されたパッケージのたばこ製品の方が品質保証の点で優れているので、これまでより海外で、またはインターネットを通じてたばこ製品を購入する人が増えることになり、それは、イギリス国内における税収の減少、および小売業者への悪い影響として現れるだろうとの指摘があった。

標準化パッケージの導入が意図せぬ結果をもたらすと考えられるかという問いには、2,225件の回答があり、回答は、二分された。標準化パッケージの導入に否定的な回答者は、標準化パッケージの導入が、価格競争を激化させ、たばこ製品の値下げにつながるという点を繰り返し主張した。また、経済的な利害を有する回答者からは、知的財産権保護に関して、海外投資家のイギリスへの信頼を失墜させ、ビジネスを行うのにイノベーティブな場所としての地位を損なう可能性があるとの指摘がなされたが、これもすでに別の質問に対する回答において示されたものである。このほか、違法たばこの需要および供給双方を高めることになるだろうという主張も繰り返された。これに対して、医療関係組織からの回答は、意図せぬ結果は特にないだろうというものがほとんどであった。

標準化パッケージの対象を紙巻きたばこに限定するか、または手巻きたばこにまで広げるかという質問に対する回答は、1,960件あったが、その70％が紙巻きたばこおよび手巻きたばこの双方に適用すべきとしており、手巻きたばこのみと回答したものは、２％に過ぎない。一般的に、標準化パッケージの導入に反対する回答者は、いかなるたばこ製品にも適用すべきではないとし、他方、賛成する回答者は、有害であることにかわりがなく、また、あ

る形態のたばこ製品を他の形態のたばこ製品と区別して扱う根拠がない以上、すべての形態のたばこ製品に適用すべきであると主張したが、どの形態のたばこ製品に適用するかではなく、最も実施が容易で、かつ、最大限の遵守率が得られるように考えることが重要であると指摘する回答者もあった。なお、葉巻、嗅ぎたばこおよびパイプ用たばこといった、特殊たばこにも標準化パッケージが導入されるのかを逆に問うて来る回答者が散見された。

標準化パッケージの導入が健康格差是正に寄与し得るかという問いについては、多くの回答者が「わからない」とし、さらに、賛否もわかれた。標準化パッケージを支持する回答者については、喫煙は、低所得層など、特定の集団により多く見られるということについては、広く知られていることであって、その事実に基づけば、標準化パッケージ導入によって健康格差が是正されることが期待されると回答する傾向があった。医療組織からの回答の多くは、標準化パッケージの導入によって、少なくともより健康な市民の増加につながるだろうという見解、特に、長期的に見れば、喫煙を新たに始める青少年の数および青少年の喫煙率を引き下げる効果を有するだろうとする見解を支持した。その他、たばこ製造業者は、特定のブランド、パッケージおよび形状（たとえば、「スリム」など）のたばこ製品について、女性をターゲットとしており、そうした中で、調査によれば、男性よりも女性の方が標準化パッケージを訴求力の乏しいものと判断すること、および、ブランド化されたパッケージよりも標準化パッケージの方が、喫煙によって痩身を維持できる、または食欲を抑制できるといった信念が強化される可能性が低いことが示されているとする回答もいくつか見られた。

標準化パッケージの導入に反対するものからは、これまでの回答に関連づけて、健康格差是正についても、否定的意見がよせられている。たとえば、標準化パッケージを導入すると、たばこ会社が、価格だけで競争することになるので、たばこの値段が低くなり、低所得者、とりわけ青少年の喫煙を促進する結果となるとする回答や、偽造が容易になることから違法なたばこ製品が増加し、そうした品質管理のなされていないたばこ製品による健康被害

が増大する可能性があるとする回答がそれに該当する。さらに、雇用や家計の観点から標準化パッケージの導入は否定的に働くとする回答もあった。たとえば、たばこの製造および販売に従事している労働者にも配慮すべきだとする回答、およびたばこ製品を扱う小規模な小売店の多くは、人種的マイノリティによって営まれており、標準化パッケージ導入による売り上げの減少は、そうしたマイノリティに不当な影響を及ぼすことになるとする回答がこれにあたる。このほか、もっぱら色によって購入すべきたばこ製品を判別していた、英語が読めない、または視覚に問題をかかえる喫煙者に不便となるといった回答や、喫煙者に烙印を押す結果となるといった回答がよせられた。

意見聴取では、意見聴取段階における影響評価に対するコメントも求めていたが、経済的な利害を有する組織からの回答は、第 3 の選択肢として、異なるアプローチを選択できたはずであるにもかかわらず、十分な選択肢が用意されていないと回答したり、規制緩和に相反するものだと記したりするなど、単に標準化パッケージに反対するメッセージとなっており、必ずしも適切とは言えないものであった。一方、医療関係組織からの回答は、多岐にわたっていたが、大まかに言って、影響評価を支持するものであった。なお、アメリカやカナダのように、たばこ製造業者に販売促進のための支出の報告を義務づければ、たばこ規制立法に関する影響評価を行うにあたって、より正確な証拠が得られるだろうと提案する回答があった。

最後の質問項目である、たばこ製品のパッケージに関するその他のコメントまたは証拠については、回答者の大部分が、これまでの質問に対する回答内容に尽きる旨を述べるか、または、これまでの回答内容を繰り返すにとどまった。そうした回答を標準化パッケージの導入に反対するものと、賛成するものとにわけてまとめると、以下のようになる。

まず、反対するものによる回答は、そもそもパッケージと青少年が喫煙を始めることとの間の関係は希薄であって、したがって標準化パッケージの導入は、問題に対する解決策としては均衡を失するものであり、たばこ業界に

おける雇用の喪失を含むコストは、NHS の支出削減を含む公衆衛生上のベネフィットを凌駕するとしている。そして、パッケージ業界、流通業界、インク製造業界およびデザイン会社等、たばこ業界に商品およびサービスを提供する国内ならびに国際的企業に不利益となることを指摘する。さらに、製品の識別、とりわけ特殊たばこ製品の識別の困難さおよび顧客対応時間の増加、対応時間の増加や注意力の分散にともなう盗難のおそれの増加、ならびに顧客の混乱の危険性の増大といった問題が原因となって、たばこ製品の卸売業者および小売業者、とりわけ小規模小売店舗に不利に働くだろうと指摘している。そうした背景のもと、葉巻やパイプ用たばこといった特殊たばこは、価格およびイメージの観点から、児童および青少年に訴求せず、したがって、それらの者に購入される可能性は低いことを理由として、特殊たばこ専門店からの回答は、特殊たばこを除外して扱うよう求めている。

法的問題については、たばこ製造業者の知的財産権および表現の自由の侵害といった問題だけでなく、消費者の選択の自由をも奪うとの批判もあった。さらに、標準化パッケージは、既存のブランドされたパッケージよりも偽造が容易であるので、違法たばこ市場が拡大し、それにいかなる法執行機関も対処し得ず、結果としてたばこ製品からの税収の減少を招くとする主張も、標準化パッケージの導入に反対する回答の典型である。[204] また、標準化パッケージの導入は、これまでのたばこ規制の効果を測定評価し、導入が必要であるか否かを検討した上で提案されたわけではないことを問題視する回答も見られる。

標準化パッケージの導入に反対する回答者は、パッケージでの差別化ができなくなることにより、第１に、価格での競争が激化するために、そして第２に、たばこ製造業者が高級たばこの製造を停止することにより、たばこ製品の価格が押し下げられ、その結果、卸売業者や小売業者がたばこ販売に基づいて得られる利益が減少し、[205] 製造業者が新たなブランドや製品を開発することが困難になり、さらに、青少年に入手しやすくなるので、公衆衛生に悪影響をもたらすとも主張する。

オーストラリアで導入された標準化パッケージの効果が出るまで待つとする政府の対応を支持する回答も少なからず存在した。そうした意見は、オーストラリアの経験から、次のような情報が得られるとする。すなわち、標準化パッケージをめぐるオーストラリア政府を相手取った訴訟の結果、経済への影響および経済的な問題の評価、違法たばこ市場への影響、公衆衛生上のベネフィットについての評価、ならびに予期せぬ影響の有無である。

標準化パッケージの導入に、単に反対するだけでなく、代替となる政策を提案する回答もあった。そうした代替案には、次のようなものがある。すなわち、違法なたばこの売買および違法たばこ市場に商品を供給する越境販売に対するより効果的な取り締まり、常習的に未成年者にたばこ製品を販売する者に対して、一定期間たばこ製品の販売を停止させる禁止命令をいっそう活用するなど、未成年者に対する販売の取り締まりの厳格化、違法なたばこの販売、またはたばこ製品の偽造に関与した者に対する罰則の強化、未成年者に代わってたばこ製品を購入することの犯罪化、年齢確認制度の強化、ならびに、学校における喫煙とその影響についての教育である。

他方、標準化パッケージの導入を支持する回答者の主張は、比較的シンプルであり、次のようにまとめられる。

喫煙者の半数が、喫煙が原因であるところの疾患で死亡すること、および喫煙が防止できる死の大きな原因であることを考えれば、公衆衛生を改善する責務を負っている政府が、あらゆる措置を講じるのは当然であるとする。さらに、たばこには中毒性があり、ほとんどの喫煙者が、喫煙に関する情報を十分に与えられ、かつ、その上で決定することが必ずしもできるわけではない未成年の時に喫煙を開始していることからも、標準化パッケージの導入は当然であるとする。地方政府からの回答には、こうした主張に、自らの管轄における NHS の支出など、具体的な数値を根拠として付記するものもあったが、[(206)] 基本的に標準化パッケージの導入に賛成する回答者は、上記の問題を解決する上で、標準化パッケージが役立つということについての証拠は、これまでの種々の調査によって十分に示されているというスタンスをとる。

さらに、違法たばこ市場拡大の懸念については、現在でも違法たばこ市場は縮小しつつあること、および正規品を識別するための効果的な方策がすでにとられており、それは標準化パッケージが導入されても維持され得ることを述べたたばこ業界の文書を示すなど、標準化パッケージと現行のブランド化されたパッケージとの間で、偽造のしやすさにかわりがないことを指摘する。

ちなみに、標準化パッケージの導入に異を唱える回答者の間には、たばこ製品に標準化パッケージを導入することによって、標準化パッケージが酒類、脂質の多い食品および菓子類にも及ぶのではないかと危惧する声が少なからず存在するが、これについては、たばこが特に危険であり、そのため購入可能年齢、広告、小売店舗における陳列など、様々な領域において、上にあげられた製品より厳しい制限が課されているとの反論が、賛成する回答者からよせられている。

なお、すでに見たように、この報告が公にされた時点におけるイギリス政府の態度が、オーストラリアにおける標準化パッケージの導入の効果を見極めるまで、標準化パッケージの導入の是非に関する決定はしないというものであったためか、それぞれの回答に対する政府の反応については、何ら記述されていない。

それでは、次に Chantler 医師による標準化パッケージの効果に関する証拠評価の結果を見ることにする。

⑵　Chantler 報告書

11月に標準化パッケージの効果に関する証拠評価を依頼された Chantler は、2014年３月31日に、その調査結果をまとめた報告書を保健大臣 Jeremy Hunt に提出し、その報告書は、４月３日に公刊された。報告書に付録されている Chantler が Hunt 大臣に宛てた書簡から結論だけ先取りして言えば、「証拠を評価した結果、私［Chantler］の見解では、標準化パッケージが喫煙を新たに開始する児童の率を減少させることは、きわめて高い蓋然性を有していると言え、また、逆にそれがたばこの消費を増加させるという主張が

本当であるとは思われません。私は、青少年に喫煙をするよう促すことにおいて、およびたばこ産業の意図とは無関係に喫煙習慣を強固にすることにおいて、ブランド化されたパッケージが重要な役割を果たしていると確信しています。標準化パッケージが及ぼし得る影響の規模の定量化を可能とするような証拠を検証することはしませんでしたが、［今回検証した］一連の証拠は、標準化パッケージが、現行のたばこ規制の枠組みと共働して、時とともに喫煙の開始および喫煙率を、大きくではないにしても重要なほどに減少させる方向へと導き、結果として、公衆衛生によい影響を及ぼす蓋然性はきわめて高いと信じています[(207)]」ということであり、政府が標準化パッケージの導入に踏み切る十分な根拠を与えることになった。

Chantler は、2012年に実施された意見聴取の結果および公衆衛生調査コンソーシアムによる調査結果など、既存の証拠の再評価、ならびにオーストラリアの経験についての現地調査のほか、①利害関係者から提出された新たな証拠、②標準化パッケージの導入に賛成する側と反対する側双方からの聴き取りによって得られた証拠、および③重要と判断される証拠の定量的分析に資する専門家の助言を総合的に検討するとし[(208)]、最終的に、次の 3 つの問いを立て、それに対して解答するという方法で証拠の評価を進めている。その問いとは、すなわち、①ブランド化されたパッケージが、たばこの消費を、とりわけ児童による喫煙の開始を促すことによって、促進するか、②標準化パッケージの導入が、たばこの消費の減少につながる高い可能性があるか、および③標準化パッケージの導入が、市場の均質化によりたばこ製品の価格を低下させることによって、または違法なたばこ製品の消費が増加することによって、たばこの消費の増加につながる高い可能性があるかである[(209)]。なお、たばこ製品はいずれも健康に対する害になることから、Chantler の評価においては、たばこ製品の種別は考慮されず、たばこ製品全般が射程に入れられているが、基本的には、紙巻きたばこと手巻きたばこに焦点があてられている。さらに、児童は未成年者と定義され、ヤング・アダルトは18歳以上24歳以下の者と定義されているが、時々の喫煙を通じて喫煙習慣が長期化

し、後に、恒常的な喫煙者となるほどに堅固なものへと至ることを含め、喫煙の中毒性は、最初の喫煙からいくつかの段階を経ることがあり得るので、標準化パッケージの効果を検討する上では、連続体としてあらゆる年齢層を対象とする必要があるとし、いずれにせよ、ひとたび喫煙の習慣が確立すると、禁煙することが極端に困難になることから、反喫煙の施策の対象を児童および青少年とすることには明白な根拠があると説明している。(210)

以上のような方法に則って実施された評価の結果は、以下のように報告されている。

まず、ブランド化されたパッケージが、たばこの消費を、とりわけ児童による喫煙の開始を促すことによって、促進するかについてであるが、報告書の結論は、以下のとおりである。すなわち、ブランド化されたパッケージの訴求力は、児童および青少年が喫煙を試み、それを習慣化し、かつ継続することを促す要因の１つとして機能する。たばこ産業は、ブランド化されたパッケージの目的は、喫煙者にブランドの変更を促すことだけであると主張しているが、どのようにして、あるブランドから他のブランドに変更する者だけに訴求するのか、およびどのようにして、非喫煙者が喫煙を開始し、または喫煙者が喫煙量を増やすよう促すことが決してないようにするのかを説明できていない。さらに、広告および販売促進活動がたばこの消費を増加させることが証明されていることを考えれば、なぜ、Japan Tobacco International の代理人が可動式のビルボードと称するブランド化されたパッケージというマーケティング・ツールが、その効果において他と異なるのかも説明できていない。(211) 実際のところ、たばこ製品の広告および販売促進活動にさらされた場合に、児童が喫煙を開始する蓋然性が高まることを示す強力な証拠は存在し、また、たばこ産業の内部資料によれば、たばこ製品のパッケージが、何十年にもわたって、ターゲット層に何が訴求するかに関するマーケティング調査に基づいてデザインされてきたことを示している。さらに、そうしたブランド化されたパッケージは、たばこ製品の広告および販売促進活動が包括的に禁止されているイギリスやオーストラリアといった国において

は、特に、ブランド・イメージの伝達手段として重要視されているのだと報告書は言う。そして、たばこ産業が主張するブランド化されたパッケージの目的については、喫煙者にブランドの変更を促すことだけであるとは考えにくく、むしろ、たばこ産業の意図とは無関係に、狙ったターゲット層を超えて近接する層にも影響が及ぶ溢出効果（spillover effect）のために、児童にもパッケージの効果が及ぶとする方が説得力があるとしている。つまり、児童および非喫煙者は、たばこ製品のパッケージを見ることから隔離されておらず、また、そもそも隔離することはできないので、ひとたびたばこ製品のパッケージを目にすれば、ターゲットとして企図されていようがいまいが、その訴求力の影響下に入ることになると言うのである。(212)

次に、標準化パッケージの導入が、たばこの消費の減少につながる高い可能性があるかについては、公衆衛生調査コンソーシアムの調査結果とそれに対する批判を精査した上で、前者の正当性を認め、次のように結論づけている。すなわち、「…検討した証拠に基づき、標準化パッケージが喫煙者および潜在的喫煙者に、喫煙に関してより否定的な感情を抱かせる結果となる蓋然性は高いと考える。喫煙者および潜在的喫煙者は、あるブランドが他のブランドより健康的であり、したがって健康に関する警告がそのブランドにはあてはまらないのだと考えるように惑わされることがより少なくなる。影響を受けやすい児童およびヤング・アダルトの喫煙者については、自身が真似たい同年代の者と特定のブランドとを関連づける蓋然性がより低くなる。健康に関する警告は、ブランド化された魅力的なパッケージと困惑させるように並存されないことで、より信頼され、記憶され、かつ効果的なものとなる。このことは、次に、喫煙者が、社会的規範として喫煙についての誇大な意見の形成において自己が果たす役割を減じようと、保持するたばこのパッケージを隠すといったような行動の変化をもたらす蓋然性が高い。また、喫煙をあまり『当たり前のもの』と見られなくし、したがって、児童が同世代の者と『うまくやっていく』ために喫煙を始めることをより望ましくないものとするのに資する可能性がある」。(213)

なお、公衆衛生調査コンソーシアムの調査結果に対する批判は、それがあまりに仮想的な状況における被調査者の意図に依拠しすぎているというものであったが、Chantler 報告書では、公衆衛生調査コンソーシアムの調査結果は、訴求力、突出性および害の認知に関して、そして、特に留意すべき点として、標準化パッケージの方がブランド化されたパッケージよりも訴求力が弱いという点について一貫しており、その証拠は直接的なもので、被調査者が述べた意図だけに依拠するものではないことから、重要であると考えられると判断されている。(214)

最後に、標準化パッケージの導入が、たばこの消費の増加につながる高い可能性があるかである。まず、たばこ製品の価格の低下とそれにともなうたばこの消費の増加について、報告書に記された結論は、標準化パッケージの目的を損なうような価格効果の危険性は小さく、仮に、現実のものとなっても、その影響は、税制を通じて容易に緩和できるというものであった。この判断は、オーストラリアにおいては、たばこ製品の価格の低下が見られないという事実によるものである。

さらに、違法なたばこ製品については、標準化パッケージの方が現行のパッケージよりも偽造が容易であることを示す証拠はなく、事実、調査が実施された段階では、オーストラリアにおいても、偽造された標準化パッケージはほとんど発見されていないので、その導入が違法なたばこ市場、とりわけ偽造たばこのそれを拡大させるとするたばこ産業の主張には同意できず、違法なたばこ市場問題に対する解決策は、効果的な取り締まり体制の構築であり、イギリスの執行機関は、効果的な取り締まりと適切な制裁によって、たばこ製品に対して相対的に高い税率を課している領域においても、違法なたばこ市場のシェアを低い水準に押しとどめておくことが可能であること（**図3-1** 参照）を実証してきていると結論づけている。(215)

以上のような個別の結論に基づいて、最終的に、評価における方法論上の問題点はいくつかあったものの、包括的なたばこ規制政策の一環としての標準化パッケージの導入には、すでに述べたように、喫煙率、とりわけ児童お

図 3-1　イギリスにおける違法紙巻きたばこの市場シェア[216]

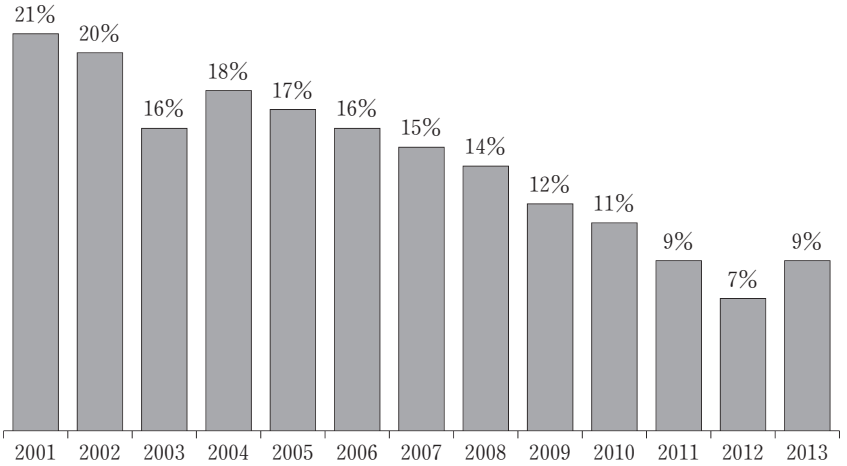

よびヤング・アダルトのそれを、大きくではないにしても重要なほどに減少させ得る蓋然性を示す証拠は十分に存在し、また、喫煙の危険性、もたらされる害、ニコチンの高い中毒性、ほとんどの喫煙者が児童またはヤング・アダルトである時に中毒になるという事実、および社会が負担を余儀なくされるコストに鑑みて、そうした喫煙率の減少を過少評価すべきでないと結んでいる。[217]

(3)　規則案に関する意見聴取

Chantler により、標準化パッケージの導入がもたらす公衆衛生上のベネフィットが確認されたことを受け、政府は、2014年 6 月26日に、標準化パッケージ導入のための規則案を公表し、それに対する意見聴取を同年の 8 月 7 日まで実施することを発表した。[218]

意見聴取に際して公表されたコンサルテーション・ドキュメントによると、この段階では未だ、政府は、標準化パッケージを導入するか否かを決定しておらず、政策決定のために利害関係を有する個人および組織からその意見を聴くこと、特に、2012年の意見聴取以降に新たに得られた情報の提供を呼びかけることが、この意見聴取の目的であるとされる。

コンサルテーション・ドキュメントは、まず、イギリスの喫煙率が約20％であること、長期にわたる喫煙者の50％が喫煙に関係する疾病で亡くなっており、毎年約10万人が喫煙のために死亡していること、中毒性を有する喫煙は児童期または青年期に始められており、毎年、11歳から15歳までの児童、20万7,000人が新たに喫煙を開始していると推定され、したがって、青少年の間において喫煙を開始する者の数を減じることが重要であること、2004年に批准して以降、たばこ規制枠組み条約（World Health Organization's Framework Convention on Tobacco Control）によって課せられている喫煙率を継続的かつ十分に減少させる義務および包括的なたばこ規制政策を実施する義務を真摯に果たしてきたこと、ならびにたばこ規制枠組み条約の実施のためのガイドラインが標準化パッケージの導入を検討するよう奨励していることといった、たばこ規制をめぐる公的な文書にこれまで幾度となく現れている事実をここでも説明した上で、標準化パッケージの導入というたばこ規制政策は、次の事項を実現することによって、公衆衛生の改善をもたらすだろうとしている。すなわち、市民によるたばこ製品の使用の開始を抑止すること、市民がたばこ製品の使用を止めるよう推奨すること、たばこ製品の使用を止め、または止めるよう努めている市民が使用を再開しないよう支援すること、たばこ製品の訴求力または魅力を減じること、健康に関する警告以外のたばこ製品のパッケージの構成要素が、健康に関する警告の効果をそぐ可能性を減じること、たばこ製品のパッケージが、その使用の影響について、消費者を誤導する機会を減じること、たばこ製品のパッケージが、製品の性質について誤った認識を創出する機会を減ずること、たばこ製品の使用を減じることに関連する市民の態度、信条、意思および行動に影響をもたらすこと、ならびに公衆衛生および福祉を促進するために、たばこ製品をめぐる社会的規範を再構築することである。

先述のとおりこの意見聴取の段階でも、政府は、標準化パッケージを導入するか否かの最終決定を下していないことを明らかにしているが、それでも、標準化パッケージが導入された場合に、どのような要件が課されること

になるかを明確にするために、たばこ製品の標準化パッケージに関する規則（Standardised Packaging of Tobacco Products Regulations. 以下、パッケージ規則とする）案を示した。全24条と4つの別表からなる規則案は、次のような内容を有している。

まず、パッケージ規則案は、健康に関する警告や納税証明印といった、たばこ製品に対してすでに求められているラベリングに関する要件に重ねて適用はされない。むしろ、そうしたラベリングに関する要件が適用されないパッケージの残りの部分に適用されるものである。

次に、定義規定の第2条は、21もの用語を定義しているが、特に、パッケージに関して、きわめて細かな分類と定義を行っている。第2条によれば、たばこ製品を収容し、小売り販売のために消費者に提示される最小単位のパッケージを「単位パッケージ（unit packet）」とし、単位パッケージをまとめて収容し、小売り販売のために提示する容器を「外部パッケージ（outside packet）」とする。さらに、それら2種のパッケージは、開封せずとも視認できる部分である「外装（external packaging）」とそれ以外の「内装（internal packaging）」とにわけられ、さらに、単位パッケージもしくは外部パッケージの単体を包むセロファンやビニル、または一定数の単位パッケージを包むことでまとめるためのセロファンやビニルは「包装（wrapper）」と定義される。

上記のように定義される外装および内装について、規則案は、指定された彩色を使用することを求めている。すなわち、外装についてはつや消しされたくすんだ茶色（パントーン[219]448C）、および内装については白色またはパントーン448Cの使用のみが認められる（紙巻きたばこについては第3条、および手巻きたばこについては第7条）。パッケージ上には、一定の要件を満たす場合に限って、ブランド名および製品名、ならびに内容量を印刷することができる（紙巻きたばこについては別表1、および手巻きたばこについては別表3）。満たさなければならない要件には、使用されるフォントが指定の大きさを超えないグレイのヘルベチカ体に限られること、ブランド名およ

び製品名は、紙巻きたばこについては、パッケージの前面、上面および底面にそれぞれ１箇所、手巻きたばこについては、パッケージの前面、裏面および垂れ蓋によって隠されている面にそれぞれ１箇所に限り印刷できること、販売管理および在庫管理の便宜のために１箇所に限りバー・コードを印刷できること、１箇所に限り製造元の連絡先を印刷できること、「紙巻きたばこ20本入り」や「手巻きたばこ30グラム」といったように、内容量を印刷することができること、フィルタまたはたばこ用紙を同梱している手巻きたばこのパッケージの場合には、「フィルタを含む」といった情報提供のための文字列を印刷することができることなどがあげられる。なお、指定される彩色は、オーストラリアで導入された標準化パッケージのそれと同じであり、フォントは、統一性を持たせることでたばこ製造業者の負担を軽減する目的もあって、健康に関する警告において使用が義務づけられているものと同一に設定されている。

パッケージの形状については、紙巻きたばこが第４条において、そして、手巻きたばこが第８条において、それぞれ要件が定められている。それによれば、紙巻きたばこのパッケージは、立方体で、ボール紙またはその他の柔らかい素材で作られたものでなければならず、開閉でき、または開封後に再度封印可能である場合には、背面がつながった押し上げ蓋を有している箱（flip-top）か、または蝶番式に留められた蓋のついた印籠式の箱（shoulder box）でなければならないとされる。そして、最低でも20本の紙巻きたばこが収容されなければならない。一方、手巻きたばこのパッケージについては、その形状が立方体、円柱またはポーチ（小袋）でなければならず、最低でも30グラムが収容されていなければならない。そのほか、パッケージの表面はなめらか（smooth）でなければならず、エンボス加工や変則的なテクスチャは認められない。さらに、包装は、完全に無地、かつ透明でなければならず、手巻きたばこのパッケージにフィルタとたばこ用紙を同梱する以外は、パッケージと一体となっていない素材を挟挿し、または付け加えることは禁じられる。また、感熱インクを使用するなど、購入後に変化する要素、

またはたばこ製品とは通常無関係な音や香りを発する要素をパッケージに組み込むことは許されない（第11条および第12条。また、紙巻きたばこについては別表 3 、および手巻きたばこについては別表 4 ）。

さらに、紙巻きたばこそのものも、先端部分についてはコルク様、または白色のいずれかが選択できるほかは、白色でなければならないなど標準化される。製品上のブランド名は、特定のフォントを用い、特定の場所に配置する限りにおいて、その表記が認められる（第 5 条）。なお、意見聴取の時点では、紙巻きたばこの大きさまたは長さ、およびそれを収容するパッケージの大きさに関する要件は設定されていない。

2014年法第94条がたばこ製品を特にわけて扱ってはいないにも関わらず、パッケージ規則案のいずれの規定も、2014年のたばこ製品に関する EU 指令（Directive 2014/40/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the Approximation of the Laws, Regulations and Administrative Provisions of the Member States Concerning the Manufacture, Presentation and Sale of Tobacco and Related Products and Repealing Directive 2001/37/EC. 以下、2014年 TPD とする）に従ってパッケージ上のラベリング等を規制する第10条を除いて、葉巻やパイプ用たばこといった特殊たばこには適用されない。これは、2011年に、16歳から19歳までの者で紙巻きたばこを喫煙しているものの割合が18％であったのに対し、葉巻は0.2％、パイプ用たばこは0.1％に過ぎないなど、児童および青少年のうちのきわめて少数のものしか、こうした特殊たばこを消費していないという現状を反映してのものである。したがって、将来、青少年の喫煙における嗜好が変化し、必要であると判断されれば、特殊たばこ製品にも標準化パッケージを導入する可能性は排除されない。

上記、2014年 TPD の内容とイギリスにおけるその国内法化については、項を改めて概観するので、ここでは、パッケージに関連する項目だけ抽出して簡単に見ることにしたい。

2014年 TPD は、その第13条および第14条において、たばこ製品の表示お

図 3-2　標準化パッケージの外観例

よび外観、ならびにパッケージについて、次のような要件を課している。

- 紙巻きたばこのパッケージの形状は、立方体でなければならず、ボール紙またはその他の柔らかい素材で作られていなければならない。
- ソフト・ケース以外の紙巻きたばこのパッケージには、イギリスにおいてパッケージの開口部として最も一般的である背面で蓋を留める形の押し上げ蓋を有する箱（**図 3-2** 参照）か、EU の他の国において一般的な、蝶番式に留められた蓋を有する印籠式箱のみが許される。
- 紙巻きたばこのパッケージには、最低でも20本の紙巻きたばこが収容されていなければならず、また、手巻きたばこのパッケージには、最低でも30グラムが収容されていなければならない。
- すべてのたばこ製品について、製品自体の上、およびパッケージの上の表記（labelling）には、次の要素または特徴を含めてはならない。
  - その特質、健康に対する影響、リスクまたは排出物についての誤った印象を創出することによって、たばこ製品の販売を促進し、またはその消費を促すもの
  - たばこ製品の内容としてのニコチン、タールまたは一酸化炭素についての情報を含むもの

- 特定のたばこ製品が他の製品よりも害が少ない、煙の中に含まれる有害成分の影響を減じることを目的としている、元気づける、活気に満ちた、癒す、若返らせる、天然の、オーガニックな特徴を有している、または、その他の健康上の、もしくはライフスタイルに対する利益を有していると示唆するもの
- 味、香り、フレーバー、もしくはその他の添加物に言及し、またはそれらが含まれていないことに言及するもの。
- 食品または化粧品に類似するもの
- 一定のたばこ製品が生物分解性、またはその他の環境的特性において優れていることを示唆するもの

・値引き、商品引換券配布、試供品の無料配布およびまとめ買い割引といった販売促進活動は、禁止される。

上記の要件は、規則案において実現されており、要件を満たさないパッケージのたばこ製品を製造または流通させた者は、罪を犯したことになり、略式起訴犯罪に相当する場合は、3 箇月以下の懲役もしくは罰金、またはその両方が科され、正式起訴犯罪に相当する場合には、2 年以下の懲役もしくは罰金、またはその両方が科される（第20条）。また、会社等の組織がこの規則案に違反した場合には、組織だけでなくその役員（officer）も処罰の対象となる（第21条）。なお、パッケージが規則案の規定に違反していることを知らず、かつ、それを疑う合理的根拠が存しないことは、当該パッケージのたばこ製品を流通させたことについて、刑事裁判上の抗弁となる（第22条）。また、他のたばこ規制立法同様、この規則案の執行は、地方政府の取引基準監督官に委ねられる（第23条）。

コンサルテーション・ドキュメントと同時に、この規則案の影響評価も公表されている。[221] これは、2012年の意見聴取の際に公表されたものを、当該意見聴取の回答や Chantler 報告など、その後に得られた情報や証拠に基づいて改訂したものである。

影響評価は、まず、3 つの政策的選択肢を設定している。第 1 の選択肢

は、何もしない、すなわち、すべてのたばこ製品について現行のパッケージを維持するというものである。第２の選択肢は、紙巻きたばこおよび手巻きたばこにのみ、標準化パッケージを導入するという、コンサルテーション・ドキュメントで示された規則案の内容に沿ったものである。最後の選択肢は、意見聴取に対する回答において、標準化パッケージの導入以外に、公衆衛生を改善し得るアプローチが示された場合に、それを採用し、第３の選択肢とするというものである。したがって、この段階の影響評価では、第１と第２の選択肢についてのみ、その影響が評価されており、そして、第１の選択肢については、現状を維持するものなので、コストもベネフィットも発生しないとされている。第２の選択肢の主要なコストとしてあげられているものは、たばこ製造業者がパッケージを変更する必要があること、顧客に対応する時間の増加といった小売業者の業務上の不利益、たばこ製品からの税収が減ることによる財政上の損失である。そのほかには、業態変更にともなう営業上の損失、ブランド価値が減少することに関連する消費者余剰の損失などもあげられている。一方のベネフィットについては、たばこを新たに開始する者の減少と禁煙する者の増加により生じる公衆衛生上の利益があげられ、そこには、医療費の抑制や喫煙者が減少することにともなう受動喫煙の害の減少も含まれるとされている。さらに、パッケージやブランド価値に関連する販売促進費用が減少するので、経済的にはコストの抑制につながるともしている。ただ、この段階の影響評価においては、たとえば、喫煙を始めなかった青少年１人あたり、1.56年の余命延長のベネフィットがあり、それは金額にして93,600ポンドに相当する[(222)]といった表記や、35歳以上の喫煙者の１％が禁煙すると、それらの者が生涯のうちに支出するであろう医療費を総計で約１億6,200万ポンド削減できる[(223)]といった表記はあるものの、基本的には、コストについてもベネフィットについても、最終的な推定数値が示されていない[(224)]。

そして、上記の規則案について、保健省がたてた質問項目は、①Chantler 報告に意見はあるか、②標準化パッケージについて広い見地からの情報、

とりわけ2012年の意見聴取以降に得られた情報はあるか、③その実効性を含め、規則案について意見はあるか、および④意見聴取段階の影響評価について、その推測もしくは評価をより確かなものにする情報または証拠を持っているかである。

(4)　ヨーロッパ委員会およびEU加盟国への通知

意見聴取終了後の8月29日に、イギリス政府は、1998年技術的規準および規則に関するEU指令（Directive 98/34/EC of the European Parliament and of the Council of 22 June 1998 Laying down a Procedure for the Provision of Information in the Field of Technical Standards and Regulations）に基づき、規則案をヨーロッパ委員会（European Commission）および他のEU加盟国に送付し、受理された。この指令は、サービス提供の自由ならびに物の移動に対する量的規制およびそれと同等の効果を有する措置の禁止というEUの基本原則に資すること、および技術的な規準または規則の制定に向けた国の主導性に関して透明性をもたらし、ひいてはEU域内における新たな通商に対する障壁の創出を回避することによって、域内市場を円滑に機能させることを目的とするもので、各加盟国に、技術的な規準および規則が国内法として制定される前に、それらの案をヨーロッパ委員会および他の加盟国に通知する義務を課すものである。通知後、通常、3箇月の待機期間が設定されており、その間に、ヨーロッパ委員会および他の加盟国は、提案されている規準または規則が通商に対する障壁となり得ることへの懸念を示すことができる。[225] 通知を受けた加盟国は、コメントまたは詳細な見解（detailed opinion）を提出することができるが、詳細な見解が提出された場合には、通知した加盟国は、それに回答する必要があり、生産物に関する通知の場合、待機期間がさらに3箇月延長され得る。[226] 標準化パッケージ導入のための規則案には、11カ国より詳細な見解が提出され、2015年3月2日までの待機を強いられることとなった。[227]

待機期間中にも、議会では、標準化パッケージの導入をめぐる議論が散発的に起こっていた。たとえば、2014年10月27日には、Japan Tobacco Inter-

national の傘下にある Gallaher が北アイルランドの Ballymena にある工場を閉鎖することに関する質疑が行われ、その中で、数名のアルスター民主統一党議員および保守党の議員が標準化パッケージの導入を含む、たばこ規制政策に強く異を唱えている。たとえば、保守党の Gerald Howarth は、標準化パッケージについての政府のばかげた提案は、喫煙者にとって危険なものであるばかりでなく、職を奪う道具になっているとし、また、アルスター民主統一党の Ian Paisley は、次のように述べて、政府のたばこ規制政策を非難している。「［政府のたばこ規制に反対する］２つの主要な理由の第１のものは、過度の規制です。私は、まず、喫煙は規制される必要があると申し上げたいと思います。私自身は、喫煙しませんし、私の子どもたちに喫煙して欲しいとも思いません。また、その製品は、規制されなければならないほどに危険であるとも思います。しかし、たばこ産業を壊滅させるほど、それを過度に規制することは、単なる愚行です。第２の主要な理由は、［たばこ製品の］違法な取引です。…過度の規制の結果、イギリス全体で喫煙されているたばこの４つに１つが密輸された違法なたばこなのです。それは、経済とこの国にとって害であるばかりでなく、雇用にも害を与えるのです」。そして「EU のたばこ指令は、疑いもなく、この産業を破壊することに手を貸すものですが、明確にさせてください。標準化パッケージを導入するという政府の裏切り行為は、産業全体に対して、こう言っても同然なのです。『この国に居場所はない。イギリスで生産を続けられる場所はない』と。政府が行ったことは、ただ単に、北アイルランドにおいてたばこが引き続き消費されているにも関わらず、それに関する職を東ヨーロッパに追いやったこと、そして、これからも追いやり続けるだろうということです」[228]。これに対して、北アイルランド省政務官の Andrew Murrison は、たばこ産業の「衰退は、喫煙の減少に続くもので、単に生産拠点が海外に移ったことによるものではありませんから、ある意味において、よいことだと認め」られるとし、「たばこ産業は、市場の減退が消費者の健康志向によるものであることを認識し、より安全だと見られている電子たばこおよびその関連技術へと事業を多

角化しています」と述べている。そして、「たばこに関する［EU］指令について言えば、…私は、EU からやってくるものを何でも受け容れるのは、特に、それが規制をもたらす場合には、大嫌いです。しかし、たばこ製品に関する指令は、…健康を守ることを目的としていると言わねば公正ではないでしょう」と答え、標準化パッケージの導入については、いかなる決定も、未だなされていないとし、「保健省の大臣らは、決定を下すに先だって、最近実施された意見聴取の結果を検討することになるでしょう」としている。(229)

一方、2015年 1 月21日に、労働党の Ann McKechin 議員は、次のように述べて、今会期が終了する前に、標準化パッケージの導入を実現するよう政府に求めた。すなわち「…私は、政府に対して、全国の数千ではないとしても、数百の市民を早過ぎる死から救うことができる措置を講じるよう要求したいと思います。政府には、はるか以前に約束したある重要な改革、すなわちたばこ製品への標準化パッケージの導入に着手する時間が未だ残されています。しかしながら、 3 年にも及ぶ意見聴取と証拠評価、およびこの規制を支持する国の内外から得られた明白な証拠にも関わらず、この 8 箇月間、全くの沈黙が続いています。首相は、なぜ、言い逃れをするのでしょうか。私は、今晩、政務官がこの質問に答え、国の公衆衛生に関わるこの問題について、真摯に解決策を示してくれることを期待しています。我々は、この問題について、何度も議論してきましたが、今夜の議論の必要性は単純で、標準化パッケージは機能するということです。次の選挙が終わるまで無視されようとしているこの問題のために、あまりに多くの市民が、喫煙によりもたらされた疾患に苦しみ、また、あまりにも多くの青少年が喫煙習慣を身につけているのです」。(230)

これに対して Ellison 政務官は、まず、「…私は、常に、確固たる手続きに従うこと、および標準化パッケージの導入に関連するあらゆる争点が適切に検討されるよう確保することの必要性について、明確に述べてきました。それらの争点には、…たばこ製品の違法な取引、および法的な問題」があり、「たばこ産業が規則に対して提起する可能性がある法的手段についても、

慎重に検討されてきました。すべての利害関係者の意見が聴取され、すべての証拠が検討され、かつ評価されることがきわめて重要です。担当する閣僚たちは、あらゆる決定が入手可能な証拠にしっかりと依拠するようにするために、可能な限り徹底的にそれら［先に述べた活動］を行わなければなりません」と述べ、次に、この間に政府が標準化パッケージの導入に関する種々の問題をいかに検討してきたかを詳細に説明し、最後に、「我々は、今会期中に［標準化パッケージ導入のための］規則を議会に提出するつもりです」と述べ、近い将来における規則案の提出を予告したのである。(231)

⑸　意見聴取に対する回答

規則案の提出が予告された翌月には、まず、意見聴取に対する回答の概要を示す報告書が公表された。その報告書によれば、全部で137,711件の回答があり、そのうちの136,404件が、定型の用紙を使い、回答内容も同じである、キャンペーン目的のものであった。(232) したがって、複数の質問項目に回答したものは、1,307件となり、回答の詳細な分析は、やはり、この1,307件を中心になされている。また、2012年に実施された意見聴取と同様に、回答者は、主として、保健関係の慈善団体やNGO、地方政府、とりわけ公衆衛生に関わる部局、取引基準監督局および国民健康保険に関係する組織、ならびに保健および福祉の専門家らからなる、標準化パッケージの導入を支持するグループと、たばこ産業、小売業界、デザイン会社、知的財産権や商標に関連する組織といった、たばこ製品に経済的利害を有するものからなる、導入に反対するグループとにわかれた。ちなみに、キャンペーン目的の回答は、すべて、標準化パッケージの導入に反対するものであった。

1,307件の詳細な回答のうち、392件が市民からのものであり、624件が経済的な利害を有する個人または組織からのものであった。なお、たばこ産業とのつながりを宣言した者による回答は、1,307件の約31％にあたる399件であった。回答者の55％（718人）は、たばこ会社とのつながりを否定し、15％（190人）は、回答しなかった。経済的な利害を有する回答者の大部分、すなわち85％（554人）は、たばこ製品の小売業者であり、組織からの回答

としては、地方政府からのものが26.4％（67件）と、相対的に多かった。

それぞれの質問項目に対する個別の回答を具体的に見ると、まず、Chnatler 報告については、標準化パッケージの導入に賛成する保健及び福祉の専門家や NGO および地方政府などは、その評価方法および報告内容の双方とも支持し、根拠が得られた以上、標準化パッケージの導入に踏み切るべきだとする。こうした回答者の中には、この間に公にされた、Chantler 報告を支持する他の調査報告を追加の証拠としてあげるものも少なくなかった。他方、標準化パッケージの導入に反対する回答者、とりわけたばこ産業からの回答者は、Chantler 報告は薄弱で、かつ仮定的な証拠に依拠しており、ブランド化されたパッケージがたばこ消費の増加に寄与するという、誤った結論に至っていると主張する。また、オーストラリアにおける違法たばこ市場に関する調査等を勘案していないなど、オーストラリアの経験から得られた証拠を十分に考慮していないともしている。中には、Chantler 報告は、たばこ規制の推進者から得られた専門的見解に依拠し、その政策を支持しない証拠を退けるなど、独立した調査の結果とは言えないと主張する回答者も存した。このほか、Chantler 報告は、公衆衛生より広い問題に十分に取り組めていないとする批判もあった。

これに関連して、オーストラリアの経験から得られた証拠についての評価も大きくわかれ、標準化パッケージの導入に賛成する側、および反対する側の双方ともに、自身の見解と相対立する見解とそれがよってたつ証拠を信用できないものと断じる傾向にあった。その争点の１つは、喫煙率の変化であり、標準化パッケージの導入に賛成する回答者は、2010年から2013年の間に喫煙率が減少したとする調査結果に依拠し、当該調査は、2013年12月にたばこに関する税率が上げられるよりも前の調査であり、その間に実施されたたばこ規制政策は、標準化パッケージの導入だけであるので、その効果を裏づける証拠であると主張する。このほか、2014年の第１四半期において、１人あたりのたばこ販売数が減少し、過去最低の水準になったこと、New South Wales 州において、禁煙支援を目的とした電話相談窓口の利用件数

が増加したことなどを、標準化パッケージの効果を証明するものに数え上げる。その一方で、標準化パッケージの導入に反対する回答者は、様々なデータを用いて、標準化パッケージがたばこ消費を減少させることはなく、むしろ、標準化パッケージが禁煙を難しくするなどの理由で、喫煙率は増加していると主張する。ただし、こうした主張を予想した標準化パッケージの支持者から、人口の増加を考慮に入れる必要があるといった指摘が回答としてよせられていた。そうした喫煙率の増減を積極的に主張する回答とは別に、他の政策が同時に実施されている場合には、標準化パッケージが現実に喫煙率等に与える影響を測定することは不可能であると述べるなど、オーストラリアにおける調査およびそこから得られたデータの適正さを疑問視する回答も、標準化パッケージに反対するものの中には少なからず存在した。また、オーストラリアの経験だけではなく、イギリスにおけるたばこ製品の陳列禁止の効果についても測定して、考慮に入れるべきだとする声もあった。

第２の質問項目である、2012年の意見聴取以降に得られた情報についての回答は、その大部分が標準化パッケージに反対する回答者からのものであり、次のような内容のものであった。まず、すでに指摘されているものも含めて、標準化パッケージの導入がもたらす意図せぬ結果を指摘するものである。たとえば、たばこ製品の低価格化により、税収が減少すること、および青少年のたばこ消費が増加すること、商品の差別化が不可能となるので、たばこ市場に、新たなビジネス、製品およびイノベーションが参入することに対する障壁となること、ならびに違法なたばこ製品に対する需要および供給が増加し、その市場が拡大することなどである。最後の問題については、標準化パッケージ支持者から、根拠がない、違法たばこ市場を過大に評価している、偽造のしやすさはパッケージに依拠しないといった、これもまた、従前からよく見られる意見がよせられていた。次に、標準化パッケージは違法であるとする主張、および規則案の内容は、2012年の意見聴取の際に、法的問題として指摘された論点を考慮せずに立案されているように思われるといった主張に見られるように、その法的問題を改めて指摘するものである。上

記の例以外にも、たばこ規制枠組み条約は、標準化パッケージの導入を義務づけていないこと、物の自由な移動を原則とする EU の諸条約に違反すること、知的財産権を侵害していることなどが、ここでも繰り返し主張された。また、たばこ規制のための規則はすでに十分存在しており、これ以上の規則制定は認められないこと、標準化パッケージは青少年が喫煙を開始しないようにすることを目的としているが、青少年は喫煙者の一部に過ぎず、また、そうした目的のためには教育が手段として適切であるので、標準化パッケージは均衡を失した政策であることも指摘されている。こうした反対する立場からの主張に対しては、少なくとも、標準化パッケージが知的財産権を侵害するとの主張については、オーストリア高等法院により退けられていること、国際的な通商に関わる協定は、公衆衛生のための政策の実施を妨げるような方法で解釈されてはならないこと、規則案は、商標登録を禁じておらず、また、業者間の取引の場では、ブランド化されたパッケージが引き続き使用できることなどが、賛成する側から指摘されている。その賛成する回答者が提供した情報で主要なものは、市民の64％が標準化パッケージの導入に賛成し、反対する者は10％に過ぎないことからもわかるように、それが大きな支持を得ているということである。さらに、地方政府も、児童および青少年が喫煙を新たに開始することを重大な問題と捉え、対策としての標準化パッケージの導入に賛成していることが指摘されている。

なお、この質問に対する回答として、標準化パッケージに賛成する側と反対する側の双方から、他に講じ得る手段が提案されている。まず、賛成側からは、標準化パッケージは、あくまでも包括的なたばこ規制政策の一部とすべきであり、そのほかに、メディアをよりいっそう利用すること、禁煙支援サービスにより多くの予算を配分すること、およびたばこにかかる税率の引き上げなどが考えられるとされる。一方、反対側からは、啓蒙活動、とりわけ親の責務に焦点をあてたキャンペーンや代理購入の禁止などがあげられている。

第 3 に、規則案の内容に関する意見であるが、たばこ業界からの回答者の

多くが、規則案が違法であると信じていることなどを理由として、この質問に対する回答を拒否または保留している。したがって、よせられた意見は決して多くないが、それらには、次のようなものが含まれている。まず、パッケージの色について、喫煙のリスクやたばこの害について市民が誤解するのを防ぐ上で、規則案が使用可能な色を明るい色ではなく、暗い色にした点を評価する回答があった。規則案が紙巻きたばこおよび手巻きたばこと葉巻のような特殊たばこをわけて扱うことについては、一部のたばこ製造業者から、正当化し得ないとする意見が、そして特殊たばこの製造業者や小売業者からは、これを歓迎する意見がよせられた。これに対して、医療の専門家や地方政府からは、たばこ製品に区別を設けることは、それらの製品の間で安全性等に差があるものと誤解されるおそれがあることを指摘し、すべてのたばこ製品を含めるべきであるとする回答や、たばこ用のフィルタや手巻きたばこ用紙、さらには電子たばこをも規則の適用対象に含めるべきだとする回答があった。

こうした回答とは別に、導入時期について、小売業者から、標準化パッケージが導入される前に在庫が一掃できるようにするための時間的猶予が、最低でも１年は必要であることを強調する回答が多くよせられたほか、実施に際しては改定されたEU指令やたばこ製品の陳列禁止の実施時期などを考慮し、執行機関に過度の負担がかからないように配慮すべきであるとの意見があった。また、執行については、地方政府や取引基準監督官らから、新たな規制に対応するための時間および予算が必要であるとする回答もあった。

そのほか、規則案に対する修正としては、次のようなものが提案されている。

- たばこ製造業者が、標準化パッケージの適用を免れるためにシガリロ（cigarillo）[233]を再ブランド化する懸念があるので、紙巻きたばこの長さおよび大きさについては、それをより限定するような規定を設けるべきである。
- 傾斜をつけたパッケージや角を丸めたパッケージを禁止すべきである。

- 健康に関する警告のサイズを適正にするために、パッケージの大きさに下限を設けるべきである。
- 個々のパッケージに収容されるたばこの量を、紙巻きたばこについては20本、手巻きたばこについては30グラムに限定し、たばこ製造業者が無料サンプルを配布できないようにするために、パッケージの大きさに下限を設けるべきである。
- 押し上げ蓋のみを許し、方留め式の蓋を許さないために、パッケージの開閉構造を限定すべきである。
- １本１本の紙巻きたばこ上に印刷できる文字列を製品識別コードのみにすべきである。
- 視力に障碍がある者のために点字で記された健康に関する警告と製品名を付け加えるべきである。
- 未成年者には購入できないことを明確にするために、購入可能年齢について付記すべきである。
- 禁煙支援サービスの連絡先の表記を義務づけるべきである。
- 喫煙の害等に関して消費者を誤導する可能性があるので、「スリム」、「ゴールド」または「シルバー」といった語をブランド名等に使用するのを禁じるべきである。
- 音や芳香を創出するための添加物を製品に加えられないよう担保すべきである。
- たばこ製品の陳列を禁止する代わりに、小売業者が顧客に写真つきの製品リストを提示できるようになっているが、標準化パッケージの導入がそれを無用にすることを想起すべきである。
- 小売業者の便利のために価格の表記を認めるべきである。
- 卸売り業務およびその他の製品供給網に対する規則の適用についてより明確にすべきである。
- 「倉庫」のより明確な定義が必要である。
- 小売業者が製品を迅速に識別できるように、または、ローマ文字を使用

しない国から来ている顧客に製品選択の余地を与えるために、文字列の大きさやフォントの種類については、より柔軟にすべきである。

・密輸防止のためのセキュリティ手段が組み込まれるべきである。

最後に、影響評価に関する質問には、標準化パッケージの導入に反対する回答者から、標準化パッケージの導入を実施する方向にバイアスがかかっている、標準化パッケージの必要性や適切さが実証されていない、過度の単純化や一般化が行われている、喫煙率に見られるこれまでの傾向、電子たばこ市場の拡大およびその他の規制の影響といった重要な要因が考慮されていないなど、その方法自体の問題を指摘する意見が多数示された。

コストとベネフィットの評価は、標準化パッケージに賛成する回答者と反対する回答者では、大きく異なった。たとえば、賛成側からは、ベネフィットとして、喫煙が社会に与えるマイナスの影響がある以上、喫煙率を減じることによって得られる潜在的な経済効果があるとの指摘があった一方で、反対者からは、ベネフィットを過大に評価しているとの批判が出された。それとは対称的に、コストについて、反対する側は、とりわけたばこ製造業者、小売業者、ならびにパッケージおよびデザインに携わる者への影響、および知的財産権やブランドの価値が過小評価されていると批判する。それ以外にも、違法なたばこ市場の拡大およびたばこ製品の価格の低下による喫煙率の上昇が考慮されていないとする反対者に対して、賛成側からは、それらは税率により調整できるとする意見がよせられ、消費者余剰については、反対側から、消費者による製品の区別に不便を来たし、消費者の購買における自由を奪うとする回答があるのに対して、賛成者からの回答には、選択権が制約されることはなく、たばこ製品の中毒性が明示的に考慮されていないことから、むしろ消費者余剰における損失を過大に評価しているといった批判が見られる。たばこ製品の供給網に位置する回答者および小売業界からの回答者には、雇用に与える影響を懸念する声があったほか、越境購入の増加やイギリス市場の魅力の減退といった経済的な悪影響を心配する指摘も少なからずあった。

個別の業界に対する影響では、小売業界から、顧客対応時間の増加および製品識別の困難さ、ならびにそれらが原因となる顧客満足度の低下などがコストとして指摘されたが、顧客対応時間の増減についての予測に関しては、標準化パッケージの導入に賛成する側と反対する側とでは、全く逆の結果が示されている。それ以外にも、高級たばこが減少することによる製品あたりの利益率の低下、およびたばこ購入者が減少することにより、たばこ購入時にその他の製品をあわせて購入することの減少などがきわめて深刻なコストとしてあげられている。海外渡航者向けの販売店は、航空会社や近隣諸国にある店舗との競争、イギリス全体のたばこ販売に自身が占める割合の低さ（約１％）、および顧客の多くが英語を理解できるとは限らない外国人であることといった、おかれている環境の特殊性に由来する固有のコストを指摘し、自身を規則の適用除外とすべきであるとの主張を展開している。そして、パッケージ製造業者およびデザイン会社からの回答者は、これらの業種の業務の喪失がコストとして十分考慮されていないばかりか、標準化パッケージの導入によりデザインの更新が不要になることなどから、コスト抑制の要因にもなるとされていることについて、首尾一貫していないと批判している。

最後に、この意見聴取は、その実施期間が 6 週間と、前回の16週間に比して相当に短く、そのことについての批判も回答者からあった。(234)

なお、今回の意見聴取結果の報告書においても、よせられた回答に対する政府の見解は、一切示されておらず、これらの意見が最終的な規則案の作成にどの程度影響したかは、必ずしも明確ではない。

しかし、いずれにせよ、以上のような過程を経て、パッケージ規則案は、待機期間が明けてほどない、2015年 3 月19日に議会に提出され、成立した。

⑹　内　容

それでは、次に、パッケージ規則の主要な内容を具体的に見ていくことにする。

内容的に見て、パッケージ規則が意見聴取の際に示された規則案と大きく

異なるところはないが、雑則をおく第５章において、いくつかの条の位置が入れ替わったほか、一定の条件のもとで、この規則がたばこ製品の商標や意匠に影響を及ぼすものではない旨を定めた規定が、規則案の段階では全５条あったのに対し、パッケージ規則では全２条にまとめられ、さらに商標と意匠にわけて定められた。

第１条は、略称と施行日を定めたもので、第２条は、意見聴取の項ですでに見たように、定義規定である。そこでは、21項目が、次のように定義されている。

第２条　この規則における定義は、以下のとおりである。

「ブランド名」とは、特定のたばこ製品に関して、製品が認識される主要な名称をいう。

「レジスター・マーク（calibration mark）」とは、自動化されたパッケージの製造の目的のためだけに使用されるマークをいう。

「特徴づけのための香り」とは、たばこ製品に関して、次の各号に掲げるすべての条件を満たし、明確に知覚し得る香りまたは風味で、たばこ自体の香り以外のものをいう。

(a)号　添加物または添加物の混成体に由来する。添加物には果実、香辛料、ハーブ、アルコール、糖類、メントール、またはバニラを含むがそれらに限定されない。

(b)号　たばこ製品を消費する前、または消費する間に知覚し得る。

「葉巻」とは、燃焼過程によって消費することができ、その特性および通常の消費者の期待に従って、もっぱら喫煙されることを意図されたもので、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たすものをいう。

(a)号　天然のたばこの外巻き葉をもって、たばこを巻いたもの、またはたばこととともにその他の素材を巻いたものである。

(b)号　次のいずれかの条件を満たす、たばこを巻いたもの、またはたばこととともにその他の素材を巻いたものである。

(i)　通常の葉巻の色で、還元されたたばこからなり、かつ、フィルタ

を含むが、吸い口つきの葉巻の場合には、吸い口を含まない製品全体を覆う外巻き葉を有する。

(ii)　蒸して外皮を剝いで調合されたたばこまたはたばことその他の素材で占められている。

(iii)　フィルタまたは吸い口を含めずに、2.3グラム以上10グラム以下の単位重量を有する。

(iv)　その長さの少なくとも 3 分の 1 が、34ミリメートル以上の円周を有する

「紙巻きたばこ」とは、燃焼過程によって消費することができ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(a)　喫煙され得るが葉巻ではない、たばこを巻いたもの、またはたばこととともにその他の素材を巻いたもの

(b)　単純な非工業的な作業で、たばこ用紙によって巻かれるか、または筒状のたばこ用紙に注入されることを企図されたたばこを巻いたもの、またはたばこととともにその他の素材を巻いたもの

「消費者」とは、自己の通商、業務、技能または専門とは関係のない目的のために行動する個人をいう。

「容器パッケージ（container packet）」とは、たばこ製品に関して、次の各号に掲げる条件を満たすものをいう。

(a)号　その内部にあるたばこ製品が小売り販売のために提示され、または提示されるよう意図されている。

(b)号　製品の単位パッケージもしくは単位パッケージの集合体の一部または全部を囲むもので、当該パッケージに複数の区切られた層が存在する場合には、それらの層のそれぞれが、この規則の目的のために、別個の容器パッケージとみなされる。ただし、このパッケージの定義には、包装は含まれない。

「越境販売（cross-border distance sale）」とは、たばこ製品に関して、消費者が小売業者に製品を注文した時点では、当該消費者が小売業者の

ある EU 加盟国または第三国とは別の EU 加盟国にいる場合の遠距離販売をいう。この定義の目的のために、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、小売業者は、EU 加盟国にあるものとみなされる。

(a)号　個人の場合であって、その個人の業務地が EU 加盟国内にある。

(b)号　個人以外の場合であって、支店、代理店またはその他の組織を含め、業務の法律上の本拠地、本部または業務地が EU 加盟国内にある。

「外装」とは、次の各号に該当するものをいい、かつ、この定義の目的のために、「視認できる」とは、別表 2 の第 4 条によって許される包装、または別表 4 の第 3 条第(1)項を遵守するタブを通して視認できることを含む。

(a)号　(b)号でいう単位パッケージ以外のたばこ製品の単位パッケージに関して、パッケージが開封される前に視認できる、パッケージのすべての表面

(b)号　ポーチの形状をした手巻きたばこの単位パッケージに関して、ポーチが開封される前に視認できる袋のすべての表面。ただし、開口部を覆う垂れ蓋を有する矩形のポケットの形状をしたポーチの場合には、垂れ蓋によって隠されたポーチの表面を含む。

(c)号　たばこ製品の容器パッケージに関して、パッケージが開封される前に視認できる、パッケージのすべての表面

「手巻きたばこ」とは、小売り販売された後に、紙巻きたばこを作るために使用され得るもので、紙巻きたばこ以外のたばこ製品をいう。

「隠された表面」とは、開口部を覆う垂れ蓋を有する矩形のポケットの形状をした手巻きたばこのポーチに関して、垂れ蓋を開けた際に視認できる部分で、垂れ蓋の裏面でもポケット内側の面でもないポーチの表面をいう。

「内装」とは、たばこ製品の単位パッケージまたは容器パッケージに関して、当該パッケージの外装に該当しないパッケージの面をいう。

「パッケージ」とは、たばこ製品に関して、それが通常意味するものをいい、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たす構成部分を含むが、それらに限定されない。

(a)号　製品のパッケージに一体化した部分である。

(b)号　パッケージを作成する過程の一部において必要とされる。

(c)号　製品の保護のために必要とされる。

「ポーチ」とは、次の各号のいずれかに該当する形状をした、手巻きたばこの単位パッケージをいう。

(a)号　開口部を覆う垂れ蓋を有する矩形のポケット

(b)号　スタンド・パック（standing pouch）

「小売り販売」とは、たばこ取引の一部としての業務のために行動する者以外の者への販売をいう。

「たばこ」とは、たばこの葉および、それを広げ直すこともしくは還元することを含め、自然加工した、または未加工のたばこ草の一部をいう。

「たばこ製品」とは、遺伝子組み換え技術の利用の有無を問わず、その一部であっても、たばこから構成され、かつ消費され得る製品をいう。

「海外渡航者向け小売り区域」とは、たばこ製品が、イギリス外の目的地へ渡航する者によってのみ購入され得る、イギリス国内の小売店舗をいう。

「単位パッケージ」とは、たばこ製品に関して、容器パッケージに収容されているといないとを問わず、その製品が小売り販売のために提示される、または提示されるよう意図される最小単位のパッケージをいう。ただし、包装は含まれない。

「製品名（variant name）」とは、特定のたばこ製品に関して、当該製品を同じブランド名の他の製品から区別するために使用される名称をいう。

「包装」とは、たばこ製品に関して、次の各号の条件を満たすセロファンまたはビニルの包装をいう。

(a)号　その製品が小売り販売のために提示される、または提示されるよう意図される。

(b)号　当該製品の単位パッケージ、容器パッケージに収容されていない単位パッケージの集合体または当該製品の容器パッケージを包む。

定義について、制定されたパッケージ規則には、規則案との若干の相違が見られる。１つは、「紙巻きたばこ」の定義が、規則案では、2014年 TPD にあわせて、その構造および税率に関する2011年の EU 指令の定義に依拠していたのに対して、パッケージ規則では独自のややわかりにくい定義に置き換わっていることであり、もう１つは、「外部パッケージ」の語が、「容器パッケージ」へと改められていることである。

第３条は、紙巻きたばこのパッケージについて使用してよい彩色（colour）および色合い（shade）を定めるもので、「何人も、この規則および別表１の規定に反して紙巻きたばこを製造し、または供給してはならない」とした上で、単位パッケージおよび容器パッケージの外装に用いてよい彩色または色合いを、つや消しされたパントーン448Ｃに、そして内装に使用してよい彩色または色合いを白色またはつや消しされたパントーン448Ｃに限定している。ただし、そうした要件は、健康に関する警告など、法律により表示が義務づけられている文字列、写真、図画、記号等には適用されない。

第４条は、紙巻きたばこの単位パッケージの素材、形状、開口部および内容物に関する規定である。単位パッケージの素材は、ボール紙または柔らかい素材でなければならず、形状は立方体でなければならない。ただし、形状として、立方体の各辺に傾斜または丸みを持たせることは許される。１度開けた後で再度閉じる、または封をすることができる開口部を備えることができるが、その場合の蓋は、押し上げ式か、または印籠式箱に蝶番式に取りつけられたものに限られ、押し上げ蓋の場合には、パッケージの背面で留め、印籠式箱の蓋の場合には、２面ある最小面のうちの１面のみに沿って蝶番式に留めることだけが許される。また、印籠式箱の蓋の場合、単位パッケージの側面の高さは、前面と背面の間を計測して、最低でも16ミリメートルある

ことが求められる。そして、単位パッケージには、最少でも20本の紙巻きたばこが収容されていなければならない。

紙巻きたばこの外観を規定する第 5 条によれば、紙に巻かれているたばこ自体を除いて、紙巻きたばこの用紙、包装材、フィルタもしくは紙巻きたばこの部分を構成するその他の素材に使用してよい彩色または色合いは、つや消しされた無地の白色に限られる。ただし、用紙または包装材の末端で、点火されることを企図されていない部分については、コルクを模した彩色を施すことが許される。また、紙巻きたばこには、ブランド名および製品名を識別するための文字列を印刷することができるが、それは、次の条件を満たす必要がある。

① 文字列が、点火されることを企図されている紙巻きたばこの末端に平行に、かつ当該末端から38ミリメートル以下の場所に印刷されていること

② 文字列に、アルファベット、数字またはアンパーサンドのいずれでもない記号を含んでいないこと

③ 単語の最初の 1 文字が大文字または小文字であること

④ 単語の最初の 1 文字以外の文字が小文字であること

⑤ 文字列がヘルベチカ体で印刷されること

⑥ 文字列の彩色が黒色であること

⑦ 文字列の字体が飾りなしで太さをつけた標準書体であること

⑧ 文字列の文字サイズが 8 ポイント以下であること

紙巻きたばこについては、さらに、別表 1 および別表 2 にも規定があり、本則の第 6 条は、その別表 2 に効力を与えるものである。

別表 1 は、紙巻きたばこのパッケージについて、本則の第 3 条第⑵項および第⑶項によって指定される彩色および色合いについての適用除外として、外装に表記してよい文字列等と、そのための条件を定めるものであり、その第 1 条は、以下のとおりである。

第 1 条第⑴項　単位パッケージまたは容器パッケージの外装については、

第⑵項の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、紙巻きたばこのブランド名および製品名を示す文字列をその表面に印刷することができる。

第⑵項　第⑴項にある条件とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(a)号　文字列に、アルファベット、数字またはアンパーサンドのいずれでもない記号を含んでいないこと

(b)号　単語の最初の１文字が大文字または小文字であること

(c)号　単語の最初の１文字以外の文字が小文字であること

(d)号　文字列がヘルベチカ体で印刷されること

(e)号　文字列の彩色がつや消しされたパントーンのクール・グレー２Ｃであること

(f)号　文字列の字体が飾りなしで太さをつけた標準書体であること

(g)号　ブランド名が２列以上にわたらないこと

(h)号　製品名が２列以上にわたらないこと

(i)号　製品名がブランド名のすぐ下に位置し、ブランド名と同方向に定位していること

(j)号　ブランド名の文字サイズが14ポイント以下であること

(k)号　製品名の文字サイズが10ポイント以下であること

(l)号　ブランド名および製品名が、単位パッケージおよび容器パッケージの正面、および２面あるパッケージの最小面の双方にそれぞれ１箇所に限って記されていること

(m)号　ブランド名および製品名が各面の中央に、または、健康に関する警告を含む面の場合には、その面の警告によって占められていない領域の中央に配置されること

(n)号　健康に関する警告を含む面の上の文字列が警告と同方向に定位していること

さらに、第２条は、単位パッケージまたは容器パッケージの外装に表記できる内容量に関する規定で、その具体的内容は、第１条のそれとほぼ同じである。異なる主要な点は、表記される文字列が、単位パッケージの場合は、

本数とその後に配置される「紙巻きたばこ」の語（たとえば、“20 Cigarettes”）のみであり、文字サイズは10ポイント以下でならなければならないこと、および複数の単位パッケージを収容する容器パッケージの場合には、総数か「乗算記号である“×”を用い、容器パッケージ内の単位パッケージの数に各単位パッケージに収容されている紙巻きたばこの本数を乗じたもの（たとえば“10×20”）」のいずれかが表記できるが、文字サイズは14ポイント以下でなければならないこと、ならびに、いずれのパッケージの場合も、内容量を表記できるのは 1 箇所のみであることである。

第 3 条は、製造業者の連絡先の表記に関する同様の規定で、表記し得る文字列は、先頭に「連絡先：(The producer’s contact details are :)」の語、それに続いて、製造業者の名称、住所、email アドレスおよび電話番号となる。表記の条件は、ブランド名等と大きくかわらないが、連絡先については、外装ではなく、内装に表記することもでき、その場合には、彩色をパントーンのクール・グレー 2C、448C および黒色の 3 色中から選択することができる。文字サイズは10ポイント以下で、表記できるのは 1 箇所のみである。

第 4 条は、たばこ製品の販売、輸送および在庫管理の目的のためだけに許されるバー・コードの表示に関する規定である。同条の規定によれば、バー・コードは、白色と黒色またはパントーン448C と白色の組み合わせからなり、バー・コード以外のものとして識別できるような写真、模様、画像または記号から構成されていてはならず、さらに、表示できるのは 1 箇所のみであるが、その場所が単位パッケージまたは容器パッケージの前面であってはならないとされる。

レジスター・マークの表記に関する第 5 条によると、たばこ製品のパッケージを自動化された工程で製造する際に必要とされる場合に限って、レジスター・マークを表記することができるが、それが視認または他の方法で検知可能な場合には、製造に際してそれが果たす機能を損なわない程度に、しかし可能な限り、目立たないようにしなければならない。

別表２は、紙巻きたばこのパッケージについて、その構造や組成を規制するもので、その第１条は、外装であると内装であるとを問わず、パッケージの表面は、なめらかで、かつ平坦でなければならず、いかなる起伏、エンボス加工、またはその他の変則的な形状もしくはテクスチャも認められないと定める。第２条は、単位パッケージおよび容器パッケージの構造に関する規定で、挟挿または付加のためのいかなる素材も、パッケージに取り付けられ、または内包されてはならないとするが、別表１の第４条に定められた条件を満たす限り、バー・コードが粘着面を有するラベル（いわゆるステッカー）の形をとることを禁じてはいない。裏地（lining）に関する第３条第(1)項は、単位パッケージの内装が裏地を有する場合、その裏地は、裏面が白色の紙である銀色の金属箔でなければならず、また、金属箔の色調（tone）および色合いに変化があってはならないとしている。ただし、その第(2)項の規定により、自動化された工程での裏地の製造、もしくはパッケージ内に紙巻きたばこを収容することの目的のためにテクスチャが必要とされ、かつ、点またはマス目が互いに等間隔で並び、その大きさが同一で、かつ裏地以外のものとして識別できるような写真、模様、画像または記号から構成されていない場合には、裏地の表面全体にエンボス加工された点またはマス目状の模様をつけることは禁止されない。

包装に関する第４条の規定は、以下のとおりである。

第(1)項　次の各号に掲げるものは、第(2)項の定める条件を満たす場合に限り、包装により覆われることができる。ただし、第(3)項以降の規定に服するものとする。

(a)号　紙巻きたばこの単位パッケージ

(b)号　容器パッケージに収容されていない単位パッケージの集合体

(c)号　紙巻きたばこの容器パッケージ

第(2)項　第(1)項のいう条件とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a)号　包装が無地で、かつ透明であること

(b)号　包装が着色されておらず、かつ印が付されていないこと

(c)号　包装の表面がなめらか、かつ平坦であり、いかなる起伏、エンボス加工、またはその他の変則的な形状もしくはテクスチャも有してないこと

(d)号　包装に何も取り付けられていないこと

第(3)項　第(1)項(b)号の定める単位パッケージの集合体を覆う包装は、包装に覆われた単位パッケージ上のバー・コードを隠すために必要であり、かつ必要とされる最小限の大きさである限り、黒色で無地の矩形または正方形を備えることができる。

第(4)項　第(5)項の条件を満たす限り、包装には、開封テープをつけることができる。

第(5)項　第(4)項のいう条件とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a)号　開封テープが無地で、透明であり、着色されておらず、かつ印が付されていないこと

(b)号　開封テープが、不変で、かつ 3 ミリメートルを超えない幅の直線からなること

(c)号　開封テープが、包装によって覆われるパッケージの辺と平行であること

第(6)項　第(5)項(a)号の最初の 2 つの条件は、次の各号に掲げる条件を満たす限り、開封テープが 1 本の無地で黒色の線を備えることを禁じるものではない。

(a)号　長さが15ミリメートルを超えないこと

(b)号　テープの端の位置を示すものであること

第(7)項　包装は、第(8)項の定める条件を満たす場合に限り、バー・コードを備えることができ、かつバー・コードは粘着面を有するラベルの形をとることができる。

第(8)項　第(7)項のいう条件とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a)号　バー・コードの目的が、たばこ製品の販売、輸送および在庫管理の利便性のみであること

(b)号　バー・コードの彩色が、黒色と白色の組み合わせまたはパントーン448Ｃと白色の組み合わせのいずれかであること

(c)号　バー・コード以外のものとして識別できるような写真、模様、画像または記号から構成されていないこと

(d)号　バー・コードが１箇所のみに表示されていること

(e)号　バー・コードが、単位パッケージ、単位パッケージの集合体または容器パッケージの前面を覆う部分に表示されていないこと

手巻きたばこのパッケージに関する規定は、本則の第７条からである。

第７条は、手巻きたばこに関するものであること以外は、第３条の規定と同じである。第８条は、第４条に相当する規定であるが、手巻きたばこの性質上、パッケージの形状に関する要件について、紙巻きたばこのそれとは内容が若干異なっている。すなわち、手巻きたばこの単位パッケージは、立方体（ただし、形状として、立方体の各辺に傾斜または丸みを持たせることができる）、円柱形またはポーチのいずれかの形状を１つだけとることができる。そして、各単位パッケージには、最低でも30グラムのたばこが収容されていなければならない。

別表３および別表４は、手巻きたばこのパッケージについて、別表１および別表２と同様の定めをおくものである。別表３の規定は、別表１のそれとほぼかわらないが、手巻きたばこのパッケージについては、形状が３種あり得るので、ブランド名および製品名を表記する位置について、それぞれ別個に規定されている。すなわち、直方体のパッケージの場合には、紙巻きたばこのそれと同じであり、円柱形の場合には、パッケージの前面、背面および蓋の３箇所となり、そして、ポーチの場合には、前面、背面および、ポーチが開口部を覆う垂れ蓋を備えた矩形のポケット型である時には、隠された表面の３箇所となる。

さらに、別表３の第４条の規定により、手巻きたばこのパッケージには、たばこ用紙およびフィルタの双方、またはいずれか一方を封入することが許され、その場合には、外装にそれらが同梱されていることを表示することが

できる。表記される位置が、製品名の直下、または、製品名が表記されていない場合には、ブランド名の直下とされる以外は、彩色、フォント・タイプ、文字の大きさ等の条件は、製造業者の連絡先と、基本的に同じである。

別表 4 は、別表 2 と内容的に同じであるが、別表 3 の場合と同じように、パッケージの形状の違いに基づく若干の差違がある。たとえば、表面について規定する第 1 条によれば、表面は、紙巻きたばこのパッケージのそれと同じように、なめらかで、かつ、いかなる起伏、エンボス加工、またはその他の変則的な形状もしくはテクスチャも認められないが、平坦である必要があるのは、立方体のパッケージに限られる。また、ポーチ型のパッケージの場合には、パッケージ製造工程の 1 つである密封の際に、不可避に生じる特徴について、そして、円柱状の場合には、円形の底面を取り付ける際に不可避な、または円形の蓋の開閉を可能とするために不可避な特徴については、禁じられていない。また、パッケージに挟挿される素材の禁止についても、すでに述べたように、たばこ用紙およびフィルタについては適用の対象から外されている。

ほかにも、手巻きたばこの単位パッケージが再封印のためのタブを有している場合には、そのタブは、無地で、透明であり、着色されておらず、かつ印が付されていない必要がある。また、円柱状のパッケージの場合で、内装の一部として金属箔のシールを備えている場合には、紙巻きたばこのパッケージの裏地と同様に、金属箔のシールは銀色でなければならず、また、色調および色合いに変化があってはならないとされる。ただし、これもまた、裏地と同じく、点またはマス目が互いに等間隔で並び、その大きさが同一で、かつ金属箔シール以外のものとして識別できるような写真、模様、画像または記号から構成されていない場合には、シールの表面全体にエンボス加工された点またはマス目状の模様をつけることは禁止されない。

第10条から第12条までの規定は、紙巻きたばこおよび手巻きたばこ双方のパッケージに適用される。

まず、第10条は、パッケージ上および紙巻きたばこ上の表記に次の要素ま

たは特徴を含めることを禁じている。

① その特質、健康に対する影響、リスクまたは排出物についての誤った印象を創出することによって、たばこ製品の販売を促進し、またはその消費を促すもの

② たばこ製品の内容としてのニコチン、タールまたは一酸化炭素についての情報を含むもの

③ 特定のたばこ製品が他の製品よりも害が少ない、煙の中に含まれる有害成分の影響を減じることを目的としている、元気づける、活気に満ちた、癒す、若返らせる、天然の、オーガニックな特徴を有している、または、その他の健康上の、もしくはライフスタイルに対する利益を有していると示唆するもの

④ 味、香り、フレーバー、もしくはその他の添加物に言及し、またはそれらが含まれていないことに言及するもの。

⑤ 食品または化粧品に類似するもの

⑥ 一定のたばこ製品が生物分解性、またはその他の環境的特性において優れていることを示唆するもの

さらに、印刷された商品引換券を同封し、または値引き、無料サンプルの配布、まとめ買いに基づく値引きその他の同様な申し出をすることによって金銭的な好条件を示唆するような要素または特徴を含めることも禁止される。

第11条および第12条は、パッケージに特殊な効果を持たせることを禁止するものである。すなわち、第11条は、パッケージが、通常はパッケージとは関連を有しない音を出し、または芳香を含みもしくは創出することを禁じるものである。そして、第12条は、購入後に変化する特徴をパッケージに持たせることの禁止である。そうした変化には、感熱性のインク、時間の経過とともに徐々に現れるよう企図されたインクまたは潤色、一定の光に照らされた時に現れるインク、図画を出現させるために削り、またはこするよう企図されたパネル、除去可能なタブおよび折り込み式の、または引き出し式のパ

ネルの使用がある。

第15条から第18条は、この規則に反してたばこ製品を製造し、または供給した場合の罰則、それに対する抗弁およびこの規則の執行機関に関する規定であり、意見聴取の項で概観した内容と重なるところが多いので、ここでは説明を省くことにする。また、第21条は、2015年禁煙（自家用輸送手段）規則第 7 条と同じく、この規則がもたらした効果等の評価とその結果の報告を大臣に義務づける規定である。なお、第 1 条第(2)項の規定により、この規則は、2016年 5 月20日に施行される。

(141)　この方針転換には、2012年11月18日に保守党の選挙対策顧問となった Lynton Crosby が Philip Morris 社のロビー活動に関わっていることの影響があるのではないかと取りざたされ、連立を組んでいた自由民主党の Paul Burstow（2012年 9 月まで保健省のケア・サービス担当副大臣）が David Cameron 首相に Crosby の罷免を求める事態にもなった。*The Gurardian, David Cameron Told to Sack Strategy Chief over Link to Tobacco Giants* [13 Jul 2013]. 次に述べる2013年 7 月12日の緊急質疑の際にも、労働党の議員から、Crosby の影響があったのではないかとの質問があったが、答えに立った保健省政務官の Anna Soubry は、これを否定している。566 *Hansard* (HC) [12 Jul 2013] col 680-681. この問題は、イギリス政府には、2～3年の間待ってもらい、オーストラリアで何が起こるのかを検証してもらう必要があるとする内容を含む Philp Morris 社のロビー活動用内部文書が、Observer 紙によって曝露されたこともあって、その後もくすぶり続けた。*The Observer, Revealed : Tobacco Giant's Secret Plans to See off Plain Cigarette Packets* [27 Jul 2013].

(142)　564 *Hansard* (HC) [11 Jun 2013] col 143.

(143)　Department of Health, *Press release : Consultation on Standardised Packaging of Tobacco Products* [12 Jul 2013]. https://www.gov.uk/government/news/consultation-on-standardised-packaging-of-tobacco-products（2015年 7 月 1 日アクセス）

(144)　最初に質疑を行った Abbot 議員のほか、労働党の Barbara Keeley や同じく労働党の Richard Burden の発言など。566 *Hansard* (HC) [12 Jul 2013] col 679-680, 683 & 686.

(145)　自由民主党の Mark Williams の発言。*Id*., col 682.

(146)　保守党の Jacob Rees-Mogg の発言。*Id*., col 683.

(147)　保守党の Penny Mordaunt の発言。*Id*., col 684-685.

(148)　746 *Hansard*（HL）[2 Jul 2013] col 1164. この後、庶民院では、９月３日と11月７日に、それぞれ閣僚や影の内閣の一員でない議員（いわゆる backbenchers）らに重要な争点を提起し、議論するためのより多くの時間を与える Westminster Hall 審議（debates)、およびそうした議員に自らが選択した問題を審議する機会を与える非閣僚委員会（Backbench Business Committee）においても、この問題が議論されている。House of Commons Library, *Standardised (Plain) Packaging of Tobacco Products*, Standard Note SN/HA/6175 [22 Jan 2015] Apendix C 32-35.

(149)　Amendment 264. Baroness Tyler と Lord McColl も共同提案者である。

(150)　第(1)項および第(2)項については、Baroness Hughes や Lord Hunt らから、「することができる（may)」という文言を「しなければならない（must)」に置き換える修正案（amendment 265 & 266）も、あわせて提出される予定であった。

(151)　(d)号の内容は、(c)号の内容と全く同じなので省略した。おそらく、何らかのミスだと思われる。

(152)　C 26. 第１条の規定は、以下のとおりである。

第(1)項　この法律において、「商標」とは、ある企業の商品またはサービスを他の企業のそれらから区別し、かつ、視覚的に象徴されることを可能とする標示をいう。

第(2)項　この法律における商標には、他の要件が存しない限り、団体商標（collective mark）（第49条）または認証マーク（certification mark）（第50条）を含む。

なお、団体商標は、組織が保有し、その構成員に使用を認める商標であり、認証マークは、保有者が、素材、製造方法、質などの特徴に関して認証していることを示すために使用されるマークとされる。

(153)　749 *Hansard*（HL）[18 Nov 2013] col GC369.

(154)　*Id*., col GC367-GC368.

(155)　749 *Hansard*（HL）[20 Nov 2013] col GC405.

(156)　*Id*., col GC407.

(157)　*Ibid*.

(158)　*Id*., col GC410-GC411.

(159)　*Id*., col GC406.

(160)　*Id*., col GC417-GC418.

(161)　*Id*., col GC414-GC415.

(162)　*Id*., col GC417-GC418.

(163)　571 *Hansard*（HC）[28 Nov 2013] col 407. このほか、質疑の中で、公衆衛生の専門家でもなく、それが故に、予断を抱かずにこの問題を扱えると判断されたことが、Cyril　Chantler に白羽の矢が立った理由の１つであると説明されている。*Id*., col 412.

(164)　*Id*., col 408.

(165)　*Id*., col 408-409. このほか、労働党の Sheila Gilmore から、なぜ、より迅速にことを進められるように、政策を変更した 7 月の段階で証拠評価を依頼しなかったのかとの質問があり、それに対して、新たな証拠が得られたのは最近のことであり、また、オーストラリアでの立法が実現されてから 1 年になる今が、よい時期なのだと答えている。また、労働党の Bill Esterson による、オーストラリアの経験から得られた証拠は、明らかに、標準化パッケージの導入を支持するのに、なぜ待つ必要があるのかとの問いに対しては、証拠の判断は、政府が拙速に判断するより、専門家に任せる方が生産的であるとしている。*Id*., col 412-413.

(166)　*Id*., col 409-410.

(167)　Department of Health, *Written Ministerial Statement : Tobacco Control Update* [28 Nov 2013].

(168)　この修正案に対しては、Lord Hunt より、第(1)項の「[制定] することができる」を「[制定] しなければならない」とする修正案も同時に提出されている。Amendment 58BA.

(169)　C 43.

(170)　Amendment 60. 内容は、以下のとおりである。

（児童の健康：標準化たばこパッケージ）

第(1)項　1991年児童および青少年（たばこからの保護）法は、以下のように改正されるものとする。

第(2)項　第 3A 条（イングランドおよびウェールズにおける自動販売機からの購入）の後に、以下の条文を挿入するものとする。

「第 3B 条　標準化パッケージ

第(1)項　適切な国の機関は、18歳未満の児童の健康への害を防止する、または18歳未満の児童の健康を増進する利益にかなうと判断する場合には、イングランドおよびウェールズにおいて小売りされるたばこ製品のパッケージに関する要件を定める規則を制定しなければならない。

第(2)項　前項に基づいて制定される規則は、小売りパッケージ、または、規則により規定されるたばこ製品の銘柄もしくは種類が、特段の事情がない限り、規則により規定される色もしくは形状、識別子もしくは商標、またはその他の特徴を有するよう規定しなければならない。

第(3)項　次の各号の定める条件のすべてに該当する者は、罪を犯したものとして有罪とされるものとする。

(a)号　業務として、小売り施設もしくは商業施設またはレジャー施設を所有し、または管理する。

(b)号　たばこ製品を販売し、もしくは供給し、または販売もしくは供給の目的のために施設または設備内で保有する。

(c)号　たばこ製品の小売りパッケージが、規定されているパッケージの要件を満たしていない。

第(4)項　次の各号の定める条件のすべてに該当する者は、罪を犯したものとして有罪とされるものとする。

(a)号　たばこ製品の製造業者である。

(b)号　小売りのために製品を梱包する、または小売りのために製品を梱包する他者との契約もしくは協約を締結し、または取り決めを結ぶ。

(c)号　前号後段に該当する場合であって、たばこ製品が、当該他者によって、小売りのために梱包される。

(d)号　たばこ製品の小売りパッケージが、規定されているパッケージの要件を満たしていない。

第(5)項　2002年たばこ製品の広告および宣伝に関する法律第13条、第14条および第15条は、当該法律の目的のために適用されるのと同じように、この条およびこの条に基づいて制定される規則の目的のために適用される。

第(6)項　この条に基づいて規則を制定する適切な国の機関の権限は、以下の各号に掲げるように行使されるものとする。

(a)号　下位立法により行使され得る。

(b)号　状況または場合によって異なる規定を定めるために行使され得る。

(c)号　補則、付則、関連規定または経過規定を制定する権限を含む。

第(7)項　この条に基づいて制定される規則を含む下位立法は、次の各号に掲げる機関により制定されることはできない。

(a)号　規則案がイギリス議会の両院に上程され、かつ動議によって承認される場合を除き、担当大臣

(b)号　規則案がウェールズ議会の両院に上程され、かつ動議によって承認される場合を除き、ウェールズ行政府の大臣

第(8)項　この条において、「適切な国の機関」とは、次の各号に掲げるいずれかの機関をいう。

(a)号　イングランドにあっては、担当大臣

(b)号　ウェールズにあっては、ウェールズ行政府の大臣

「容器」とは、パック、カートン、箱、缶、パケット、袋、ポーチ、チューブまたはその他の容れ物をいう。

「小売りパッケージ」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。

(a)号　たばこ製品が直接収容されている小売り用の容器

(b)号　たばこ製品が直接収容されている容器を収容するあらゆる大型容器

(c)号　たばこが包まれているたばこ用紙、またはその他紙巻きたばこの部分を構成するもので、たばこ以外のもの

(d)号　(a)号から(c)号までに規定されている種別の小売りパッケージを覆う、プラスティック製またはその他の素材の包装

(e)号　小売り用のたばこ製品については、たばこ製品を覆う、プラスティック製またはその他の素材の包装

(f)号　(a)号から(e)号までに規定されている種別の小売りパッケージの内部に取り付けられ、または当該小売りパッケージに添付され、もしくは付属させられているものであって、小売りパッケージの要件を満たしている内装ではないもの

「小売りされるたばこ製品のパッケージ要件」とは、次の各号に掲げる特徴のいずれかに関する要件をいう。

(a)号　小売りパッケージの色

(b)号　小売りパッケージの形状および素材

(c)号　小売りパッケージ上に表記されている商標または登録商標

(d)号　パッケージ、包装もしくはたばこ製品のラベル、それらの上のラベル、または小売りパッケージもしくはたばこ製品に関連したラベル

(e)号　たばこ製品の形状およびサイズを含む、小売りパッケージの内容物

(f)号　小売りパッケージもしくはたばこ製品上の隠された、または明示された印、コード化された番号、またはその他のセキュリティ上の特徴

(g)号　担当大臣によって指定される小売りパッケージまたはたばこ製品のその他の特徴

「規定された小売りされるたばこ製品のパッケージ要件」とは、第(1)項に基づいて制定された規則において規定される小売りされるたばこ製品のパッケージ要件をいう。

「商標」および「登録商標」の定義は、1994年商標法第 1 条における定義と同じものとする。

(171)　Amendment 61. 内容は、以下のとおりである。

(児童の健康の保護：標準化たばこパッケージ)

担当大臣は、この法律の施行後 6 箇月以内に、たばこ製品の販売または供給が18歳未満の児童の健康または福祉に有害な影響を有するであろう場合には、その小売りパッケージが、色、形状、商標、もしくは規則において担当大臣により指定され得るその他の識別子について制限されているたばこ製品を販売または供給することを犯罪とするための立法措置をとるものとする。

(172)　751 *Hansard* (HL) [29 Jan 2014] col 1226 & 1228-1230. なお、Baroness Finlay は、標準化パッケージが青少年に対するたばこの魅力をそいでいることが、複数の研究報告によって、次々と確認されていることを考えれば、標準化パッケージは、遠くない将来に導入されるだろうと述べた上で、たばこの違法市場に関する事実認識について、委員会審議の際に明らかにされたことに加えて、歳入庁との議論の結

果として、「偽造された標準化パッケージを検知することは、それほど困難ではなく、他の偽造パッケージを検知するのと同じ程度であ」り、「実際のところ、［パッケージの］そのままの外見よりむしろ、カバー・マーク、ナンバー・コードおよびセキュリティ・マークが［発見の］鍵となってい」ると主張している。*Id*., col 1227.

(173) *Id*., col 1217-1220. 政府案に基づいて制定される規則が積極的制定手続きに従うようにするため、下位立法の制定方法を規定する2014年法案第114条第(6)項（成立した2014年法では第135条第(6)項）を別途修正する案（Amendment 63B）が政府によって提出されている。

(174) *Id*., col 1228. これに続いて Lord Faulkner は、標準化パッケージ導入の必要性を次のように述べている。「喫煙者のほとんどがティーンエイジャーの時に［喫煙を］始めますから、その市場は、たばこ会社が販売促進に熱心な市場となる一方で、我々全員がそれを防止するよう努める責務を負っていることになります。既存の喫煙者の３分の２は、自己の18歳の誕生日よりも前に、そして、およそ５人に２人は、16歳よりも前に［喫煙を］開始したと報告しています。若くして［喫煙］習慣を身につけることは、結果としてヘビー・スモーカーになること、…高い依存性、禁煙の機会の減少および喫煙が原因である疾病で死亡する可能性の増大と関係していますので、［喫煙を］始める年齢が低ければ低いほど、その害がより大きくなる可能性は、きわめて高くなります。たばこ産業がその市場を維持するためには、毎年、新たな喫煙者を創出する必要があります。それは、年長の喫煙者が死亡するか、または禁煙するからです――実際に、［喫煙者は、］自己の習慣の結果として、早くにその生命を失っているのですが。ほとんどの喫煙者が若い時に［喫煙を］始めますから、たばこ産業にとっては、青少年が、重要な潜在的な新規顧客対象になるという結果となります。我々は、法や政府機関が許せば、たばこ産業が、この国において製品の販売を促進するために何をするかを知っています。…イギリスにおけるたばこのマーケティングおよび広告に関する厳格な立法に鑑みれば、たばこ産業には、その製品の販売を促進するための選択肢が、ほとんど残されていません。それら［残された選択肢］の中で最も重要なものは、今や、パッケージなのです。パッケージは、マーケティングおよび広告のために、ブランドのアイデンティティを創出するために、そして、実際に、好奇心旺盛なティーンエイジャーに「クール」に見え得るような喫煙のイメージを提示することの役に立てるために利用され得ます。我々が標準化パッケージを推し進めるべきでないとする理由について、たばこ産業とそこから資金提供を受けたロビー団体によって、関心を逸らすような主張が数多くなされています。さらに、我々は、イギリスが違法なたばこであふれており、また、標準化パッケージは事態を悪化させるだろうとたばこ産業が主張するのを耳にします。しかし、［たばこの］違法な取引は、2000年にピークを迎えて以降、劇的に減少しており、また、現行のパッケージ上に記されているセキュリティのための印は、標準化パッケージの上にも記されることにな

るでしょう。我々の修正案も政府のそれも、製品に関わるセキュリティを強化しこそすれ、弱体化させることなどありませんし、むしろ、密輸や偽造をより困難にするようなパッケージに関する要件を規定する権限を保健大臣に認めるものです。しかし、たばこ産業の真の、そして中心的な主張は、もっと単純なものです。たばこ産業がいわゆる「知的財産権」と称しているものが、公衆衛生上の要請に勝る、または、より端的に言えば、児童を中毒にすることを企図された製品をデザインする権利が、中毒となることから、およびそれが原因である健康被害から保護される児童の権利よりも重要だという考えを主張しているのです。私は、両院の議員の圧倒的多数が、たばこ産業の主張を退け、たばこを可能な限り児童および青少年にとって魅力の薄いものとすることを望んでいると信じています」。この主張は、標準化パッケージに賛成する者に共通の考えを網羅していると言ってよいだろう。*Id*., col 1228-1229.

(175)　*Id*., col 1226 & 1230-1321. このほか、無所属の Lord Patel は、自身が、黒い用紙の紙巻きたばこに惹かれた経験に基づいて、政府案が、外装だけでなく内装等も規制の対象としていることを評価している。*Id*., col 1232-1233.

(176)　*Id*., col 1220.

(177)　*Id*., col 1241.

(178)　第34条の規定は、以下のとおりである。

輸入に対する量的規制およびそれと同等の効果を有するいかなる施策も、加盟国間においては、禁止されるものとする。

(179)　第13条第(1)項の規定は、以下のとおりである。なお、(　) 内は、筆者による。

加盟国は、第 4 条（タール、ニコチンおよび一酸化炭素の計量方法）に基づいて提供されるデータを検証する目的のために講じられる施策の場合を除いては、たばこに含まれるタール、ニコチン、もしくは一酸化炭素の制限、健康に関する警告およびその他の指示、またはこの指令のその他の要件に関連する理由のために、この指令を遵守するたばこ製品の輸入、販売もしくは消費を禁止し、または制限してはならない。

なお、Naseby の発言中にある EU の機能に関する条約の説明と2001年たばこ製品に関する EU 指令の説明は、逆であると思われる。

(180)　751 *Hansard*（HL）[29 Jan 2014] col 1238-1241.

(181)　たとえば、それについての議会による精査の有無を問わず、下位立法によって主法律を改正し、または廃止することを可能とする法案の条項をいう。1539年国王布告令法（Statute of Proclamations 1539）が、Henry VIII に対して、国王布告令によって立法する権限を付与していたことに由来する。

(182)　751 *Hansard*（HL）[29 Jan 2014] col 1244-1245.

(183)　*Id*., col 1249.

(184)　*Id*., col 1250.

(185)　*Id*., col 1254.

(186)　Clause 87.

(187)　752 *Hansard*（HL）[5 Feb 2014] col 229.

(188)　Tim Loughton のように、標準化パッケージの導入には賛成しても、未成年者が同乗する自家用輸送手段内における喫煙の禁止には賛成できないとする議員もいた。*Id*., col 625.

(189)　575 *Hansard*（HC）[10 Feb 2014] col 603-604.

(190)　*Id*., col 604.

(191)　*Id*., col 610. このほか、労働党の Kevin Barron は、違法なたばこ製品について、密輸入に相当するような行為を市民が実施することを止めさせるためのよりよい防衛手段を設けることが望ましいとしている。*Id*., col 617.

(192)　*Id*., col 604.

(193)　*Id*., col 603.

(194)　*Ibid*.

(195)　*Id*., col 602-603.

(196)　日本の100円均一販売店に相当する、生活雑貨や小物を安く（主として１ポンドで）売る店舗。

(197)　575 *Hansard*（HC）[10 Feb 2014] col 619.

(198)　*Id*., col 602-603. Ellison は、第３番目以降の論拠に対しては、特に何も述べていない。

(199)　*Id*., col 615-616.

(200)　*Id*., col 605.

(201)　この項の記述は、もっぱら、Department of Health, *Consultation on Standardised Packaging of Tobacco Products : Summary Report* [Jul 2013] に依拠している。

(202)　キャンペーン目的での回答は、24の組織的活動からよせられたもので、そのうちの427,888件（64%）が標準化パッケージの導入に反対するものであり、238,101件（36%）が賛成するものであった。保健省は、これらの回答についても、もちろん、誠意をもってなされた正規の回答として扱うとしている。*Id*., at 31.

(203)　コンサルテーション・ドキュメントに記された政策的アプローチとは、標準化パッケージの内容を次のように定義することである。

- 外装も内装もすべて指定された色使い（単色または複数色）とする。
- ブランド名を含め、パッケージ上の文字はすべて標準化された色使いおよび字体とする。
- パッケージの内外もしくはパッケージの付属物、または個々のたばこ製品上には、いかなるブランディング、広告および販売促進活動も認めない。この目的のために、「ブランディング」には、たばこのブランドと関連したロゴ、色使いまたはそ

の他の特徴が含まれる。

- パッケージ内のアルミ箔は、標準化された体裁および色使いとし、いかなる文字表記も認めない。
- パッケージは、標準化された形状および開口部とし、可能な限り、一定の素材で構成される。
- パッケージ上には、以下の情報または記号のみが表示され得る。
  - ブランド名
  - 製品名
  - パッケージ内の製品の品質
  - 製造業者の名称および問い合わせ先
  - 販売管理および在庫管理のためのバー・コード
  - 現在義務化されている健康に関する警告
  - 現在義務化されているタール、ニコチンおよび一酸化炭素含有量
  - 現在義務化されている製品識別記号
  - 現在義務化されている納税済みを示す記号
  - 正規品であること、納税済み製品であること、または詐欺を防止するためのその他の特徴を補助する、裸眼では視認できない記号
- パッケージの周囲の包装は、透明かつ無色であり、裸眼で視認できる他の記号を有しない。

そして、たばこ製品の広告および販売促進活動同様、たばこ取引に関わる業者内のみでの業務においては、一般市民に視認できないことを条件に、標準化されたパッケージを使用することは必ずしも求められないとしている。

(204)　パッケージ製造業者からの回答によると、現行のパッケージのほとんどは、濃い色彩、金属色、大量印刷時の統一性を維持し得る「グラビア」印刷技術が利用されており、地の色に 4 色刷の健康に関する警告を持つだけの標準化パッケージよりは、それにかかる費用の故に、偽造しにくいという。Department of Health, *op. cit*. supra note 201, at 27.

(205)　卸売業者からの回答によれば、高級たばこは、格安たばこよりも、製品あたりの利益が 3 %ほど高いと言う。*Id*., p 28.

(206)　たとえば、イングランドの北東部では、 1 日に11名が死亡し、また、喫煙を原因とする健康状態の悪化、受動喫煙、ならびに喫煙が原因の疾患および欠勤による損失のために NHS および経済が被る損害は、 2 億1,000万ポンドであるとされている。*Id*., at 29.

(207)　Cyril Chantler, *Standarised Packaging of Tobacco : Report of the Independent Review* [Apr 2014] para 18.

(208)　Cyril Chantler, *Method Statement* [16 Dec 2014] 41-42.

(209) Cyril Chantler, *op. cit*. supra note 207, para 2.8.

(210) *Id*., para 1.17-1.18.

(211) *Id*., para 3.22.

(212) *Id*., para 7-8.

(213) *Id*., para 4.24-4.25.

(214) *Id*., para 14.

(215) *Id*., para 5.13.

(216) *Id*., para 5.10 にあるグラフから作成。元のグラフは、複数の情報源から得られた数値に基づいているが、そのうちの１つであるイギリス歳入および関税庁のデータを以下に示す。HM Revenue & Customs, *Tobacco Tax Gap Estimates 2012-2013* [11 Oct 2013] para 1.3-1.4. and HM Revenue & Customs, *Tobacco Tax Gap Estimates 2013-2014* [16 Oct 2014] para 1.2-1.3.

違法紙巻きたばこ		2008-09年	2009-10年	2010-11年	2011-12年	2012-13年	2013-14年
市場シェア	上限値	15%	15%	13%	12%	13%	14%
	中間値	12%	11%	9%	7%	9%	10%
	下限値	9%	8%	5%	2%	4%	5%
税収のギャップ	上限値	1,800	1,800	1,500	1,500	1,700	1,700
	中間値	1,400	1,300	1,000	900	1,100	1,100
付加価値税		200	200	200	200	200	200
たばこ税		1,100	1,100	800	700	900	900
（単位：100万ポンド）	下限値	1,000	900	500	200	500	600
規　模	上限値	9.0	8.0	7.0	6.0	6.0	6.0
	中間値	6.5	6.0	4.0	3.0	4.0	4.0
（単位：10億本）	下限値	4.5	4.0	2.0	1.0	2.0	2.0

違法手巻きたばこ		2008-09年	2009-10年	2010-11年	2011-12年	2012-13年	2013-14年
市場シェア	上限値	55%	48%	44%	41%	42%	43%
	中間値	50%	42%	38%	35%	36%	39%
	下限値	46%	37%	32%	30%	31%	34%
税収のギャップ	上限値	900	800	800	900	1,100	1,200
	中間値	800	700	700	700	900	1,000
付加価値税		200	100	200	200	200	200
たばこ税		600	600	500	600	700	800
（単位：100万ポンド）	下限値	700	600	500	600	700	800
規　模	上限値	6,200	5,300	4,900	4,600	4,900	5,200
	中間値	5,300	4,400	3,900	3,700	4,000	4,400
（単位：トン）	下限値	4,400	3,600	3,000	2,800	3,100	3,600

(217) *Id*., para 6.11.

(218) この項の記述は、もっぱら、Department of Health, *Consultation on the Introduction of Regulations for Standardised Packaging of Tobacco Products* [Jul

2014］に依拠している。

(219)　Letraset USA 社によるデザイン用の色彩材料システム。

(220)　Department of Health, *op. cit*. supra note 218, Appendix C, 46.

(221)　Department of Health, *Impact Assessment (Consultation Stage) : Standardised Packaging for Tobacco Products* [5 Mar 2012].

(222)　*Id*., para 55.

(223)　*Id*., para 58.

(224)　このこともあって、提案されている規制内容を独立して審査する、規制審査委員会（Regulatory Policy Committee）によるこの影響評価の審査結果は、「黄（amber）」であった。なお、最終段階での影響評価では、規則を10年間実施したものとして、コストとしては、税収の減少が50億ポンド、ブランド価値の低下を含む、たばこ製造業者、パッケージ製造業者、卸売業者、小売業者および消費者が被る一時的コストが 1 億9,700万ポンドから 2 億200万ポンド、合計で52億ポンドと推算され、違法たばこ市場などがもたらすコストは、きわめて小さいと評価されている。また、ベネフィットについては、トータルして49万年の余命延長が見込まれ、それは、金銭的には、290億ポンドに相当し、被用者が禁煙することによる生産性の向上で 9 億ポンド、たばこ製造業者のコスト抑制により2,300万ポンド、総計で300億ポンドのベネフィットが見込まれるとしている。そして、この影響評価に対する規制審査委員会の審査結果は、「緑」（交通信号にたとえられている）である。Department of Health, *Impact Assessment (Final Stage) : Standardised Packaging for Tobacco Products* [10 Feb 2015].

(225)　Department for Business Innovation & Skills, *Directive 98/34/EC Procedure Guidance for Officials* [Sep 2013] 4.

(226)　*Id*., at 9-10.

(227)　Notification Number : 2014/427/UK. アイルランド共和国がコメントを、ブルガリア、チェコ、ギリシア、ハンガリー、イタリア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキアおよびスペインが詳細な見解を提出している。

(228)　587 *Hansard*（HC）[27 Oct 2014] col 144-145.

(229)　*Id*., col 149-151.

(230)　591 *Hansard*（HC）[21 Jan 2015] col 336.

(231)　*Id*., col 341-344.

(232)　この項の記述は、もっぱら、Department of Health, *Consultation on the Introduction of Regulations for Standardised Packaging of Tobacco Products : Summary Report* [Feb 2015] に依拠している。

(233)　通常のものよりもサイズが小さい葉巻、または紙ではなくたばこの葉で巻いたたばこ。

(234)　この批判に対して、政府は、2012年にすでに意見聴取が実施されていること、Chantler による証拠評価において、賛成、反対双方の立場の代表者から意見を聴取していることなどから、６週間でも問題はないとしている。*Explanatory Memorandum to the Standardised Packaging of Tobacco Products Regulations 2015* [2015] para 8.2-8.4.